

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

9番、谷進介議員の質問を許します。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 発言の許可を得ましたので、通告にのっとり質問をいたします。

1点目は、議会だより第154号のうち、小職の一般質問記事に関し、副町長より複数の議員に対して何かご指摘をいただいたと聞きました。

町長はこのようなことについてどのように考えているのかお聞きします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

谷議員の1項目のご質問、小職の議会だより記事に関してにお答えいたします。

まず、広報の折り込みが終わりましたら、私にも折り込みした広報紙が届きます。その中で、議員の私の答弁の見出しについて、防災ばかりやっていたらまちづくりができないと記載があったので、副町長に、これだけだったら住民の方が読まれたら、そこしか言っていないように思われないかなと話をしていました。

副町長にこのご質問について確認したところ、議員さん方と懇談する中で、議会だより第154号に掲載された記事で、第1若もの広場の人工芝生化が優先する事業なのかという再々質問に対し、町長は答弁の前段で、もちろん防災についてもいろいろやっておりますし、これからもまだやらないといけないことをやっていくつもりですと答弁しています。

記事では、答弁後段の、本当に防災ばかりやっていたら町づくりができなくなってしまう。いろんなことをやっぱり幅広くやっていきたいというふうに考えているという答弁後段部分の掲載になっているが、町では防災対策を重点に実施してきており、今後もひまわりこども園の避難路の設置などを実施していく予定にしていますから、議会だよりの紙面の関係もあろうかと思いますが、答弁前段の部分も入れていただきたかったなという趣旨のことを申し上げたと聞いております。

私としましては、私が副町長に伝えたことを執行部としての希望として申し上げたと思っていますし、記事の内容については正確で、何一つ間違っているところもありませんから、特に議会だよりについて指摘をしたとは毛頭思っておりません。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） ただいまの答弁ではですね、後段のほうで結論が出ています。執行部として希望を申し上げたということですので、まずその前に、そこで一般質問通告後に副町長より話をと言われてのまでのことを申し上げます。

まず、その場で私のほうから、今回のことは検閲ではないのかというふうな発言をいた

しましたが、これについてはおわびをしたいと思います。なぜならば、検閲というのは発表・発行を禁止する目的で行うものでありますので、今回はこれには全く当たらない。たとえ私の主張とか考えどおりのことだとしてもですね、発行の禁止を何ら希望されてもなく、そんなことは毛頭ないと思いますので、その辺はおわびをしたいと思います。

さて、副町長からは、副町長が話をという場でのことですが、私が提出した原稿を議会だより編集委員が編集をし、今回の答弁見出し「本当に防災ばかりやっていたらまちづくりができなくなる」としたと思ったので、編集委員たる議員に申し上げたという弁でありました。

これらのことから、私はですね、発言や書面の発行に関し執行部の希望をしんしゃくしなければならないのか。美浜町議会としては、議会だよりの出版に関して、私と同様に執行部の希望をしんしゃくし、また記事へのしんしゃくと記事への干渉を受けたことにはほかならず、美浜町では言論、出版、その他表現の自由がないと言わざるを得ないが、どうですか。

民主主義の根幹に関わることであり、また、我が国の最高法規である日本国憲法第21条第1項をしっかりと踏まえて答弁を求めます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の再質問にお答えいたします。

私どもとしましては、それを訂正してとかそういう意味ではなくて、そういうことも加味していただきたかったなという、本当に単なる、先ほども谷議員も副町長に検閲という言葉を個人的に申し上げたというようなことと同じように、私らのそういう気持ちで申し上げたことであって、それを訂正してほしいとかそういうことで申し上げたことではないというふうに受け取っております。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今の答弁では、もう私、全くの詭弁としか取れないですね。

そもそも私がこう言ったとか、記事はこうだったことに対して、執行部はこう希望している。内容はそれと反対、賛成はどけてですね、希望を伝えること自体がですね私の言論なり発表することに関して影響は全く与えないということなんですか。与えるでしょう。美浜町で唯一の公権力の長であるあなたの言葉です。執行部の言葉ですよ。それがただ単に希望を伝えただけで何だって言うこと自体が問題という意識が全くないですか。ちょっと待ってください。まだ。あのね。

本当に民主主義の根幹に関わりませんか、発表、言論、その自由というのは。もちろん町長はこれ、何か宣誓はされていると思うんですけどもね、元職員でありますので。日本国憲法を遵守し、地方自治の本旨たる云々という宣誓文書かれますよね。本当に希望を伝えることが何ら、圧力とまで申しませんが、私のいろいろ発表する、考えをする、また議会だよりでそれを出版・発行するというに全く影響しないということですか。希望すること自体がおかしいと思うんですが、再度答弁求めます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 再々質問にお答えいたします。

じゃ、本当に私どもの感想ですかね、そういうこともそれを議会だよりで重視されるのであれば、そういうことは申し上げられないなというふうに。でも、私、感想ですかね、感想をそれを本当に重視されるのかというのはちょっとお聞きしたいなというふうには考えるんですけども。そういうことを申し上げたら、議会だより編集委員会で、じゃ、町長が言うてたからこういうことも入れようかというようなことになるのかなというふうにも思うんですけども、住民さんもそれを見て、感想もあると思うんですけども、そういう率直なことをその場で申し上げたんだというふうにとっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 副町長。

○副町長（石塚和夫君） 谷議員にお答えします。

私が議会だよりに対して指摘をしたりとか、そういったことは毛頭思っておりませんし、執行部として議会だよりの記事に対して指摘をするとか、あるいはとやかく申し上げるということはそういった立場にはないと思いますけれども、記事に対して執行部として希望的な、あるいは感想的なことを申し上げることについては許される範囲ではないかと思っています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今、何かすごいちょっと町長、答弁の冒頭で聞いてみたいなおっしゃいましたけれども、反問権の行使がどうたらとか言うわけではありませんが、再度その内容をお聞きしたい。ちょっと少し聞き漏らしたので。

今の町長と副町長の答弁の趣旨はよく分かります。そうなりますと、じゃあ今後私、そういうことをお互いに合意というかなそういうことであれば、今後私どもの意見、感想、それがそちらにいろいろ伝わっても、それは全くあなた方は気にもされない、影響もしないということですか。

今の答弁をかみ砕くと、単純な感想なりを述べただけで、何らその議会だよりなり私の発言、考えに影響を及ぼす気は毛頭ないと。また逆に、じゃあ議員、議会の発言でですね、私があなた方の、例えば述べた答弁とか政策・施策に関していろんなことを述べます。このことが全くあなた方には影響しないということなんですか。あなた方が述べても私には影響しない、私が述べてもあなた方には影響しない、そういうことなんですか。

○議長（谷重幸君） 副町長。

○副町長（石塚和夫君） お答えします。

そういった希望的なこと、あるいは感想的なことについては、受け取った側が判断するものであって、それが影響するとか影響しないとかというのは、受け取った側の方の考えだというふうに思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 言いますとね、私は今回そう受け取ったんですよ。明らかにあなた方の行動、私に伝われば私が嫌がる、気分を害する、そういう案件であります。これは今の定義でいうとハラスメント以外の何物でもないわけですよ。受け取った側がそう感じると。少し拡大、拡大というか偏執、偏執で変わるとかそういう意味ではなくて、偏ったという意味の偏執ですけども、そういう解釈だというふうな、何かお顔に出ていますけれども、そんなふうなまで解釈できるわけです。あなた方の執行部、町の行政、行政の唯一機関である町長という立場であればね。そんなふうなことを考えて発言を。もう水かけ論になるでしょう。ほかの質問もあって時間がありますので。私としてはとにかくハラスメントの何物でもなかった。今後はこういうこと、感想だけならいいけれども、希望を述べたとおっしゃったんでしょう。だからそこが一番問題になりますよね。そのあたりは考えていただきたいということを申し上げて、次の質問にいきたいと思います。

2点目は、先月出されました南海トラフ地震臨時情報についてであります。

要はこの臨時情報について、そもそもの説明を願いたい。また、美浜町としてはどのような対応をしたのか、またすることになっているのかも併せてお答え願いたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の2項目の南海トラフ地震情報についての1点目、南海トラフ地震情報とはにお答えいたします。

南海トラフ地震臨時情報については、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に気象庁から発表される情報で、この情報は南海トラフ地震が発生する可能性が高いと判断されたときに提供され、住民や自治体に対して防災対応を呼びかけるためのものでございます。

そこで、今回の南海トラフ地震臨時情報に至った経緯については、令和6年8月8日16時43分頃に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震で、東海地方から奄美群島にかけても震度5強から1を観測いたしました。

この地震の発生により、気象庁は南海トラフ地震の想定震源域では大規模地震が発生する可能性がふだんとは比べて高まっているとして、17時に南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表し、17時30分から南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会及び地震防災対策強化地域判定会が開催され、南海トラフで想定されている大規模地震との関連性について調査を行い、19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

2点目、対応等はお答えいたします。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応については、美浜町地域防災計画では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、災害対策本部を設置し、全職員が配備するとなっております。

また、事前避難対象地域のうち、高齢者等事前避難対象地域を基本として、津波到達までに避難が完了できない可能性のある避難行動要支援者に対し自主避難を呼びかけ、自主避難者を受け入れるための避難所を開設します。

また、それ以外の住民に対しては、避難場所・避難経路の確認、家具の固定、家族との安否確認手段の取決め、家庭による備蓄の確認、対象地域外の親類宅・知人・友人宅への避難の促し等について、防災行政無線及び広報車等により周知するとなっております。

そこで、今回の当町の対応については、気象庁からの巨大地震注意発表後、20時に各課長を招集の上、町災害対策本部を設置し、協議いたしました。巨大地震に備える期間が長期間にわたることが予想されることから、基本24時間体制で備えることとし、全職員の配備をせず、巨大地震に即座に対応できるよう各課において準備をしておくことといたしました。

初日は夜間から明朝にかけて2名体制で備え、また、町民に対し注意喚起の町内放送を実施いたしました。

9日13時から再度、町災害対策本部会議を開催し、今後の体制等について協議いたしました。平日の日中は全職員通常業務を行い、夜間から明朝にかけては1名体制、休日の日中及び夜間から明朝にかけては1名体制とし、それ以外の職員は自宅待機といたしました。

各課の準備につきましては、農林水産建設課では陸門を閉鎖し、防災まちづくりみらい課では町消防団に依頼の上、各消防車を高台等への移動を実施、役場公用車についてもガソリンを満タン、使用しない公用車を高台へ移動しました。

こういった準備を行い、8月15日17時の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う政府としての特別な注意の呼びかけ終了まで備えたところでございます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 何点か再質問をします。

この南海トラフ地震に係る地震防災対策というのはですね、今の名前のような、たしか特別措置法によって当町は地震防災対策推進地域だったかな、それと地震津波避難対策特別強化地域というふうなものに指定をされて、指定された町は南海トラフ地震防災対策推進計画、また避難対策緊急事業計画など作成し、こういうことは美浜町地域防災計画、ここにも書いていると思うんですけども、に反映というか記載しなければならないというふうに、要は最初の特別措置法が何かで、法律で規定されているということに間違いはないですかということが1点と、その地域防災計画の中では、今答弁でおっしゃられたように、巨大地震注意が発表されたときは災害対策本部を設置し、全職員配備ということが記載されていることに間違いはないか。まずこの2点。

それと、ここから僕は少し一番疑問に思ったんですが、答弁中段で、備える期間が長期にわたることが予想され、基本24時間体制、また全職員の配備をせず、初日は夜間から明朝にかけて2名、その後は1名と。こういうことやと当町の防災対応は、これ2番と3

番の質問を逆にしたらよかったんですけども、うちはたしか和歌山県下で、次、物すごく丁寧に述べてくれるんでしょうけれども、人的被害が多い市町村第3位、建物被害が多い市町村第1位、避難者が多い市町村第1位。県の予想はそうになっています。

そういう町であるにもかかわらず、この南海トラフ巨大地震注意の状況下で、当町の防災対応は初日は2名で、そこから1名で全く問題ないという考えなんですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員のご質問にお答えいたします。

その対応についてですけども、8時には全庁、全課長を集めて防災対策会議をやりまして、対策本部を設置しました。その課長にはもちろん、報道においてもですね、これまでどおり日常の生活を続けてくださいとずっと報道もしている中で、対応については長期間予想されている。全員、本当はこうやって計画どおり来てもらわないいけないやけれども、すぐに駆けつけられるように自宅待機してほしいという旨と、それと準備はしてほしいということで話をしたところです。

この対応については、私としましても間違っていないというふうに思っております。あとは担当課長からお答えします。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷議員にお答えいたします。

地震防災対策特別措置法に基づきまして、和歌山県でも和歌山県の地域防災計画を定めてございますし、当町におきましてもですね美浜町地域防災計画に反映させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今、担当課長の答弁から、そういうことで、法律でというかそれで決まっていると、私の指摘どおりというふうに答弁は理解します。

じゃ、町って何なんですか。いろいろ決め事、もちろん法律、憲法、法令、条例、省令、そういうのにのっとして行政を行うんじゃないんですか。

今、課長の答弁にあるように、措置法で規定されて云々と。それには巨大地震注意が出たら、災害本部は設置されましたよね、全職員待機なんでしょう。それを町長は今、何やああだこうだ、すみません、ちょっと表現は悪いかも分かりませんが、ふだんの生活が云々なんとかかんとか、そんな後づけの理由じゃないですか。

そもそも規定では全職員待機と決めているわけでしょう。それをなぜたがえたか、その説明が全然ないじゃないですか。何をどういう根拠、議長が今回の始まりの議会運営委員会でも論拠を持って簡潔にというお話ですので、何の論拠もないじゃないですか。単に自己都合みたいに、生活せなあかんから全員待機はやめましたとおっしゃったと同じじゃないんですか、今のご答弁では。なぜ全員待機をしない、法令に基づいて定めた規定をほごにした、そのことを聞きたいんですよ。

全員待機と決めているのに2名、後は1名と。全員と1名って、もう天地がひっくり返るほどの差じゃないんですか。そんなこと全然重大・重要と考えてらっしゃらないような答弁に思うんですが、再度しっかり答弁を求めたいと存じます。ちょっとすみません、慌てて再質問のときに聞くのを忘れました。

答弁でもありましたが、公用車満タンにして移動云々、ここは準備いいと思います。ただ私、通っている間に元下ノ池埋立地のところでも、どこの分団かは確認しませんでした。消防車数台、町のマイクロバスもありました。多分ほかの高台なりそういうところにもあったんでしょう。これ、一瞬いいように思いますが、私、自動車整備士も持ってますし、そういうところにも勤めておりましたので、車のサイズは大体分かります。うちの避難者数の何か算定は1平米に1人だったですよ。それからしますとね、軽自動車で大体、あれ3.5mの1.5mぐらいなんですね、長さと幅。掛けて平米出すと大体5.7人、約6人。普通車で4.5の2mとかいって8人から9人。マイクロバスになると、あれ7mで2mちょっとあるんですね。そうすると十四、五人、それだけの面積を占有するわけですよ、この車両で。ということは、この避難場所を占有することになりますので、避難場所における滞在可能人数が減少しますよね。下ノ池のところだったら、多分数十人分ぐらい減ったんじゃないですかね、あれだけ車置いてると。だから、公用車の移動期間中、住民が避難する事態が起こらないと考えてたんですね。

お答えください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

もうこれはですね、先ほどの件ですけれども、長期間予想されるということで、その対策本部のときも協議してですね、やはり日頃まだ平日勤務もしておりますし、その勤務に影響も出てくるんじゃないかということで、今回そういう対応をさせていただいたところですよ。

あとですね、その放送するのかどうかというようなことも議論もいたしました。皆さんにやはりいろんな点検とかそういうこともしていただきたいということで、すぐにその日の9時半ぐらいですか、放送を入れまして、後のことについてはすぐに連絡し合うというようなことで体制に入ったというところでございます。その対応には私は命令をいたしましたので、それについては何ら対応について違っていたということは思っておりません。

ただ、計画は本当にそういうふうに書いておりますので、実際は計画どおり進めないといけないところというのも、もちろん職員にもしっかり思っただくように伝えていただいております。

あとですね、車の移動につきましては、とにかく何か起こったら車が見つからないように、とにかくどうしようかというようなことも協議しまして、まずは高台へ一応移動しようかということであったので、何人分かは占領してしまうということもあるかと思うんですが、その確保も先にしようということで進めたことでございます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） すみません、ご配慮ありがとうございます。

規定は全職員待機となっていると。それはいろいろ申し上げて、理解なり、十分承服してもらっていると言うけれども、いやそんなこと言うているんじゃないんですよ。規定決まっているのに、あなたの勝手なと言うと語弊ありますけれども、何の根拠もない、その日常業務が滞る、そんなん当たり前じゃないですか。そもそも計画に全員待機と決めたらそれは、何をどう考えても日常業務に差し障りがあるというのは、もう考えとか考えんとか以前の問題でしょう。それなのに、今回になって、だからそういうことを想定しているから全員待機と決めているわけと違うんですか。そんな美浜町の執行部が住民・生命・財産を守るべき美浜町の責任者ですよ、執行部というのは。そこの考えはそんなことなんですか。いや、本当に聞いているんですよ。本当に勝手な都合で、いや今回は全体待機せんとこ。しかも2人、その後は1名と。被害の規模はご存じですよ。この後、3問目で聞きますので。そんな考えで住民・生命・財産を守ろうということなんですね。それは後の質問でもダブっているんで、もうお答えいただかなくて結構ですけれども。

それと、車の移動、そこまではいいと思いますけれども、そうすると数十人分の命より公用車のほうが大事だったという考えですか。あまりに意地悪い質問かも分かりませんが。そこまで配慮すべきじゃないですか。1人や2人の占用部分が狭くなるのはちょっと寄せてみたい。でも、これだけけると数十人に関わるんですよ。しかも、訓練とかそういうのじゃなくて、巨大注意が出ているときにだったら、それよりもそこへ避難しなきゃならない状況が起こる可能性がふだんよりも高いわけでしょう。それなのにこういう措置をとということで質問すると、何らどこぞの式の考えの答弁しかなかったんで、もう一度何かあればご答弁願います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

私、防災についても強い町づくりということを常に思っていていっているつもりです。それで、今回の車の移動につきましても、配慮が足らなかったと言われたらそうかもしれませんが、でも、町でできることというふうに協議してそういうふうにしたと。

でも、この今回のこの対応についても、反省もしながらですね今後に向けてやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） そう思っているとかいろいろ前向きにご答弁いただきましたので、それはそれで結構です。

次の質問にいきたいと思います。

3点目は、和歌山県地震被害想定報告書より、想定されている本町の被害状況をお示してください。

この報告書には具体的に記載されているとお聞きしていますので、それらの数値を明確にお答えを願います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の3項目の南海トラフ巨大地震被害に関しての美浜町の想定される被害状況にお答えいたします。

南海トラフ巨大地震による美浜町の想定される被害状況については、和歌山県地震被害想定調査報告書において、平成26年3月に和歌山県が公表しています。

予想される被害想定については、東海・東南海・南海3連動地震と南海トラフ巨大地震により予測される被害を17種類の項目において、市町村ごとに数値化されています。

その中で、南海トラフ巨大地震における当町に係る想定調査結果についてお答えさせていただきます。

最大震度は、平成24年内閣府、平成26年和歌山県発表では震度7。

建物被害（最大の被害となる冬の夕方18時、風速8m）では、地震による全壊棟数2,000棟、津波による全壊棟数1,400棟、焼失棟数79棟で、全壊棟数合計3,500棟、全壊率は77%、半壊棟数は地震・津波合わせて合計730棟となっています。

人的被害では人口7,700名、建物倒壊（震動）による被害では死者数92名、津波による被害では死者数3,600名、火災による被害では死者数9名で、死者数合計3,700名、重傷者数220名、軽傷者数430名となっています。

上水道管被害と断水では、震災直後の断水率は100%で、1週間後49%、1か月後24%となっています。

下水道支障人口では、発災直後支障人口6,100名で100%、1週間後5,300名で87%、1か月後810名で13%となっています。

避難者数では、発災時人口7,700名、避難者総数5,300名、避難所に避難する者は1日後3,500名、1週間後3,200名、1か月後1,200名で、避難所外生活者は1日後1,800名、1週間後540名、1か月後2,800名となっています。

電力支障軒数では、需要家軒数4,500件、被害軒数3,500件であり、停電軒数は1日後1,000軒で100%、4日後1,000軒で100%、1週間後620軒で62%となっています。

通信施設支障軒数では、回線数1,900で、発災直後の固定電話・携帯電話の不通率100%、1か月後62%となっています。

道路被害件数では、対象道路延長15km、地震による被害箇所数ゼロ、津波被害箇所数9か所となっています。

災害廃棄物発生量では、浸水面積590.27ha、最大体積23万6,108m³、最大重量34万4,718tとなっています。

また、平成26年3月に発表された和歌山県地震被害想定調査報告書に基づき、美浜町

地域防災計画にも反映しております。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 改めて町長の口から被害をお聞きしますと、この文書は見たことがあるんですが、莫大で甚大な被害だなと薄ら寒くなる思いであります。

先ほども述べましたけれども、和歌山県下で人的被害が多い市町村3位、建物被害は1位、避難者数も1位と。改めてこんなこと言うのも何か重複で申し訳ないですが、当時の人口が7,700人として、死者が3,700名、全壊棟数が3,500棟という、すごいパーセンテージですね。

ただ、避難者総数5,300名というとなんか計算が合わないんですが、2,000人近くが滞在者というか訪問者というか、こんなに予測されてるんだなと少しちょっと考え変わりました。

ただ1点、少し安心したのが、道路被害件数で津波被害箇所が9か所、何かこれは僕の単に個人的ですけども、いや少ないのかなと。何を基準だといって基準はないんですけども、感覚で少ないような気がしました。

そこで、再質問というのはもうこのことをどうこうじゃないんですけども、ただいずれにしてもこのようなすさまじく大変な被害になるというわけですから、住民の生命・財産を守ることが最重要使命の地方公共団体の長としてですねどのようなお考えをお持ちか、改めてお聞きします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

施政方針や所信表明に述べましたように、やはりそういう思いで日々取り組んでおります。もちろん、今後もそういう考えでやっていきます。

ただですね、こういうこともありますので、今回も職員にですね、やはり9月の広報にですねもう一度皆さんにいろいろ確認していただくように折り込みの用紙、備えあれば憂いなしということでいろいろ記事を書いていただいてですね、折り込みしていただいています。

もちろん、前に議員もおっしゃられたように、地震でやっぱり避難先よりも家が倒壊するということで、私も時間が空きますとですねサロンへ出かけて、住宅の耐震診断をやってくださいとか、こういうベッドの今また補助も追加しましたというようなことも、皆さんにやっぱり命を助かっていただきたいからというふうに申し上げております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 町長の住民に対する強い思いをお聞きできましたので、この質問はこれで終わります、次にいきたいと思います。時間まだあるよね。

最後は、町長の公約である「一人の犠牲者も出さない災害に強いまちづくり」と第1若もの広場の改修工事について伺います。

まず、町長にお聞きしますが、公約の中のこの災害というのは何でしょうか。

そして、以下は教育長にお伺いします。

担当課ということでお聞きするわけですが、第1若もの広場改修工事の説明の中で、町長からは現時点において総事業費4億32,900千円と見込んでいるところ、この額につきましても下限値として認識し、今後詳細な設計を進めていくに当たり、その増額も予想される場所ですなる言葉があったが、担当課としての説明を求めます。

次に、テニスコートについて。その設置条件に合致しているのか。

次は、便益について。数億円の事業でもあることから、その所見を伺いたい。

次、現在のテニスコートとゲートボール場の改修費用との比較はどうされていますか。整備後の維持管理費や煙樹海岸松林についてのご見解をお伺いします。

ここで、最後に両者にお聞きしますが、第1若もの広場の改修工事について、過去の質疑への答弁に関して訂正等はありませんか。

以上、お答え願います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の4項目の一人の犠牲者も出さない災害に強いまちづくりと第1若もの広場改修工事の1点目、災害とはにお答えいたします。

私の公約であります一人の犠牲者も出さない災害に強いまちづくりの中の災害については、天災や事故などによって人命や社会に被害を及ぼす事象でございます。

具体的には、自然災害としては河川氾濫、高潮、土砂災害、地震、津波、斜面崩壊、地滑り、延焼、土砂災害、暴風、豪雨など、人的災害については、火災など人為的に起こる災害を想定しています。

7点目についても先にお答えいたします。

7点目の今までの答弁についてお答えいたします。

過去の質疑の私の答弁について読み返してみたのですが、議員にご指摘もいただいた部分もございます。そのときはいろいろと議論もしていると思ってございます。しかし、その場で訂正の指摘がなかったものについて、どこの部分を指しているのか、訂正するかどうかは分かりませんが、ご教示いただければと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 改めまして、おはようございます。

谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、お配りさせていただきました資料、第2回定例会時点との変更点は、駐車場の規模が小さくなったことのみであります。概算工事費については、前回と同様でありますことをご了承願います。

では、ご質問の2点目、予算についてにお答えいたします。

下限値についてでございますが、第1回定例会にて、今年度です、建設コストの削減を

主眼に置きとの町長の答弁がありました。このことを念頭に、各施設の配置を大きく見直して、第2回定例会にお示しさせていただきました計画図面に基づきまして、この時点での概算工事費を事業を実施するに当たり必要となる最低限の費用として認識いたしました。

以後、本格的に設計業務が進められているところですが、予期せぬ事象も現れてくるかもしれません。また、建設資材や労務単価の高騰も想定されています。このことにより、その値を下限値として認識しているものであります。

3点目のご質問、テニスコートについてのテニスコート設置条件に合致しているかについてでございますが、専門の業者に設計を委託しているところであり、必要な条件はクリアしているものと考えます。

4点目のご質問、便益についてでございますが、第2回定例会におきまして、議員より便益の計算、これは町の行政が施策をする上での説明責任を果たす上でも当然すべき業務の一環ではないかという旨のご指摘を賜りました。

この本件につきましては、町長より、費用対効果分析の外部委託は行わないとの指示を受けてございます。

5点目の改修費用の比較についてでございますが、煙樹海岸活性化基本構想の一事業として実施するものでありますので、現有施設との改修費用の算出はしてございません。

6点目の維持管理や松林についてでございますが、維持管理からお答えいたします。

日々の清掃や部分的な充填剤ゴムチップの補充は別として、年1回程度は専門業者による専門機械でのブラッシング等の作業が必要となります。

煙樹ヶ浜松林につきましては、駐車場を確保するため、周辺環境への潮害防備機能が損なわれない程度での保安林解除について、県と協議をしているところでございます。

最後の、今までの答弁について訂正等ということでございますが、谷議員はもとより、議員の皆様方から頂戴いたしました質問に対しまして、この場であえて言うことではないかもしれませんが、私としましては、熟考の上答弁をさせていただいたつもりでございます。第1若もの広場事業についても同様でございます。しかしながら、再考を要する案件があったやもしれません。ご指摘をいただければ検討させていただきまして、必要とあらば訂正をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、ご質問に対する答弁といたします。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 再質問の前にですね、6点目の質問は、通告文では整備後の維持管理や煙樹ヶ浜松林としているのは、維持管理の内容をも再質問等が可能なように記載しているわけであります。質問の要旨文には維持管理費と記載しているはずでありますので、通告文要旨をご確認の上、この管理費について答弁を求めます。

なお、僭越ですが議長に申し上げたいと思います。

これは答弁漏れへの対応であり、この口述時間を質問時間及び質問回数への算入は除外の配慮をしていただきたい。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 谷議員にお答えいたします。

谷議員に対しましては、本当に申し訳なく考えてございます。質問通告文をもう少し熟読というんですか、すべきだったということで、これはこの通告制度に対する冒瀆というそしりを受けても致し方がない、そういうふうに私としては受け止めてございます。非常に大変申し訳ございませんでした。

維持管理に対する費用でございますが、施工業者に見積りというんですか、出してもらっているところです。

グラウンドに関しましては、その消耗的な費用、あるいは答弁でもお答えいたしました専門の、これトラクターを使うわけなんですけれども、それに関する費用を合わせまして約300千円、テニスコート、そしてゲートボール場につきましては約150千というふうに見積りを頂いているところです。

ただ、これにつきましては、今後もっと詰めていかなければならない部分もありますが、現時点でのということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） ちゃんとお答弁いただけたので、再質問をします。

まず最初の災害についてですが、これは災害対策基本法、昭和36年の法律ですけれども、この第2条第1項に定義があります。また、内閣防災情報の知識編にも記述があり、町長のご答弁とおおむねそごもなく、全然安心しておりますので。

そこで、ついでにもう一点お聞きしますが、ついでに聞いたらよかったんですが、犠牲者とは何を指されているのでしょうか。

私としましては、不幸にしてお亡くなりになった方や重軽傷を負われた方並びにそのご家族やご親族の方、また身体には問題なくとも財産に被害を受けられた方等々考えますが、町長はどのようにお考えですか。

次に、下限値ですが、下限値という表現というか、そもそもそういうことで予算の額を述べることにしてですね、総計予算主義の原則、法210条や地方財政法第3条と明らかにその意を異にしておると考えますが、いかがですか。

また、予算統一の原則と明らかにそごがあります。これもいかがですか。

また、地方財政法第4条、予算の執行、内容は十二分にご理解されていると思いますが、このことにも抵触すると思われませんが、いかがですか。

次に、テニスコートの設置条件はクリアしているのご答弁ですが、前回、小職への答弁で町長は、冬場に限らず北風が強く吹き、この影響から若もの広場南半分には砂が堆積し、北側が痩せた状態となっている状態でございます。風が吹くと砂ぼこりもきつく云々とお答えいただいております。また、テニスの経験者からは、あんな吹きっさらしではまともにプレーができないとも聞いております。

このようなことで、本当に住民の皆さんが楽しめるテニスコートが出来上がるんですか。お答えをお願いします。

便益については、今のご答弁では町長より費用対効果分析の外部委託は行わないということですので、要は外部委託は行わないのであって、数億円という巨額な予算を要する事業でありますので、役場内で行うということによろしいんですね。

次に、現有施設との比較については、やらないというようなお答えでしたけれども、今回示されている内容では、テニスコートについて約72,000千、ゲートボール場で約37,000千、四捨五入しています。駐車場で約50,000千ですね。だから1億60,000千ぐらいかな。この煙樹海岸活性化基本構想は、町の事業、町の事務事業ですよ。そこだけ改めてお聞きます。町の事務事業じゃないのですか。

維持管理費は今お答え願いました。大体450千円ですか。あくまでこれ現時点なんで、広くなったり狭くなったり、詳細設計が終わってね、実際着工されるということになって完成したら、そこは変わるでしょうけれども、それはそれとして、そう450千と理解しておきます。

それと、この間、地方紙にですね津波防災や教育、松林保全を研究、美浜町という記事がありました。これは町と国立和歌山工業高等専門学校との包括提携でございますよね。町の宝である松林の保全への技術支援、教委との包括提携の中ですね、いろいろあります。町の宝である松林の保全への技術支援、教委との連携協定では、煙樹ヶ浜の松林を後世に引き継いでいくとしているにもかかわらずですね、今回何かちょっと頂いたのでは、少し松林の伐採面積が減ったようにも伺いましたが、こんなふうに、こんな大々的に提携、後世に引き継いでいくと。松林保全のために小・中学生が継続してとかそんなふうになっているのに、一方ではずっと伐採されるんですね。

最後、答弁の訂正についてです。

教育長に対して私は何も思い当たらなかったんですが、町長に対してです。

本年6月の定例会における同僚古山議員の一般質問に対し、議事録では、これは町長ですね。古山議員の煙樹海岸キャンプ場に小川と足湯の設置をにお答えいたします。台風シーズンの越波の危険性もありますので、現時点においては小川や足湯の設置などは難しいと考えております。これに対し同僚古山議員は、越波の危険性を言うのであれば、今やっている若もの広場の改修も不可能になりますので、完全に矛盾をしていると指摘をされました。これに対し町長は、台風の越波については、キャンプ場が何回か越波の影響を受けておりますので、こういう答弁をさせていただきました。ほかの施設については、台風の越波についての影響というのはそんなにないんですというやり取りでした。これは今、議事録からそのまま引き出したので。

さて、はっきりとした年月を申すことはできませんが、既に私が議員でありましたので、平成19年以降になるはずであります。

台風のため王子公園には越波により海水や土砂が流入し、近接、隣接のさざなみ荘駐車

場も同様の状態になり、今回の若もの広場改修工事業にあるゲートボール場やその東隣の松林は言うに及ばず、第1若もの広場にも越波による大量の海水や土砂の流入があったと記憶しています。どうですか。さらに、町でこの土砂を第1若もの広場より撤去したとも聞きました。この事実と古山議員への一般質問のあなたの答弁からすれば、第1若もの広場の改修工事はしないことになりましたが、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

費用対効果の分析、外部委託は行わないで内部でするのかということですが、それについては、国の補助事業等で採択してもらうため、補助金をもらうためですね、相手方から分析するよう指示があれば行いますが、それ以外については今までも行っておりませんし、今後行う予定はございません。

それから、古山議員の答弁の中でですね、私も小さいときから近くで育っておりますので、やはり若もの広場よりもキャンプ場のほうが被害する回数が多かったので、あのときはああいうふうに答えておりますが、今回の古山議員の質問もまたしていただくんですが、そういうこともありましたけれども、古山議員にはまた答弁させていただきますけれども、ここで谷議員に答えていいのかどうかちょっとあれですけれども、考えていきたいと。考えていきたいというか、できるかどうか模索はしていきたいと思いますので、あれについては、私の小さいときからの思い込みというんですか、そういう思いがありましたので、あのときそういう答弁をさせていただいたということでございます。けれども、新浜とか浜ノ瀬はそれまでよりも少なかったようには感じております。

あとですね、行政の煙樹海岸活性化の分については、町の事業として進めていることでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 谷議員のご質問にお答えいたします。

下限値でございます。下限値につきましては、ご答弁もさせていただきましたように、今、設計業務をしているところです。今の時点で想定されるということで、今後正式にこの議会に上程する場合には、当然こういうふうな表現ではなくって、確定した数値をお示しして、それで諮るということになろうかと思います。今、この下限値と申しますのは、あくまでも今、設計業務を進めていく中で、私どもが想定しているという、そういうふうにご理解いただければありがたいです。

そして、続きましてテニスコート、この強風、これにつきましては懸念をしているところでございます。ただ、例えば正式な大会というんですか、それを開催する目的であれば、そういう対策も取った上で、また設置場所等も考えなければならないと思うんですけれども、全国的にも海岸沿いに、海岸近くにそういうコートを設置している場所もあるやに思っております。町民の皆様方がテニスを何と言うんですか、楽しむという中では、当然あ

まりに強いときにはプレーできないということもあるかと思いますが、ふだんプレーする上では差し支えないとは言いませんが、十分プレーできるものというふうに考えているところです。

これ、対策が必要になれば、防風ネットというんですか、そういうところを設置しているコートもございます。またそれになりますと費用もかかってくることはあるんですけども、その辺のところは今のところは十分いけるんじゃないか。ただ、あまりにも風が強いときにはやっぱり使用できないこともあるだろうと、そういう想定もしてございます。

続きまして、改修の費用の比較につきましては、先ほど町長からもあったんですけれども、もうこれ新たに、認識としましては、今のテニスコートを改修する。それは現地で改修するほうがいいのか、移設するのほうがいいのか。そういうことになりますと、現地での改修費用というのも当然いろいろボーリングでありますとか、そういうことも含めた計算というのが必要になってくるかと思いますが、これはあくまでもこの煙樹ヶ浜活性化基本構想の一環としまして、新しいゲートボール場、テニスコート、それを建設するというそういうことでございますので、その建設費の比較というのは今のところしていないということでございます。

それから、松林の件でございます。これ、高専との連携締結、これ本当に注目していただいてありがたいというふうに感じているところです。教育委員会としましては、前からも連携はしておったんですけれども、その中でふるさと学習の一環としまして、小学校・中学校それぞれ松林に関する授業を行っています。例えば、小学校であれば植樹をしたりとか、そういう体験もしながら行っているところなんですけれども、高専と連携することによって、そのふるさと学習の中でももう少し科学的な見地も入れた取組ができるのではないかと。これはあくまでもいろんな可能性を含めた話になるんですけれども、今後そのふるさと学習の中で、この松林というのを十分こう子どもたちにもその重要性を理解するとともに、やっぱり愛着を持つ、その側面もありますので、そういう授業を展開していければというふうに今のところ考えてございます。

ですから、その松林を大事にする一方で、やっぱり伐採するという、そのところはどうかということですが、それを両立というんですか、それができればなあというふうには思っているところです。

ちょっと苦しい答弁となったかと思うんですけれども、相反すると言われれば相反することにはなるんですけれども、やはり必要な場合にはやっぱり伐採というのにも必要になってくるのではないかなというふうに考えます。これは教育委員会だけでの判断ではなくって、町全体での判断ということになるかと思いますが。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員に先ほどの答弁漏れのことですみません、犠牲者についてですね、谷議員おっしゃられたような本当にそういう方たちを想定、私はしてござい

す。

それと、松林についてはですね、もちろん今までもいろんな建設したりする中で、切らせていただいたところもあります。その分、やはり切った分は、また植栽という形も取っておりますので、その部分には植栽できていないんですけども、また植栽しているところもありますので、その部分についてはまた守り育てていくというところで進めてございます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） やっぱり、いっぱい再質問しましたら頭へ入らへん。以後考えたいと思いますが。

まず、順繰りであれですね、テニスコート、なんか現在のテニスコート、吉原公園のところは、地面、路面のアンジュレーションはともかく、評判はいいそうですね。風に影響がないから。もちろん台風とかそれはもう、これはどんなところでも一緒でしょうけれども、屋根がついて全天候型にするのであれば別でしょうけれども。防風ネットにするとまた予算が要ると、そういう答弁いただきましたね。

便益についてはまあまあしないと。必要があるから、必要があるというか国でというか事業的に必要があるからということで。それで、これで説明責任は充足されるということですね。

それと、今回、基本構想は町の事業であると。町の事業であるのであればね、地方公共団体はその目的を達成するため、必要かつ最少の限度を超えてこれを支出してはならないとありますよね。とか、あらゆる資料に基づいて、正確にその財源を、財源不足かこれな、合理的な基準でその経費を算定しとか、これはいずれも今、地方財政法の規定であります。

なのに、煙樹ヶ浜活性化基本構想は町の事業であるのに現有施設の比較はしない。明らかに今僕申し上げたことに反してませんか。ある施設、どっちが高いか安い判断しないで、必要かつ最少限ということがこれ分かるんですか。町の事業なんでしょう、基本構想の。反してもやる理由をお述べください。

松林についてですけども、要は結局伐採をなぜするかということも、ちゃんと論理的とかそういう根拠に基づいて示せばいいわけでしょう。だから、そのあたりを教えないのか。相反するというような意見も教育長は述べられましたが、町長は町長でその分植樹をして、昔はそうですね、何本か切ったらどこかに何本植えてみたいな、そういうのをずっとウン十年前は続いてたと聞いています。それにのっとってやると。だから、そんなふうなことをちゃんと述べていただいたらいいですよ。

それと、一番のあれ、これ3回目やな、ね。時間もあれですし、一人の犠牲者、犠牲者はもう今私の述べたことと同じならばね、すごい範囲で莫大な数になると思います。その中で一人も出さないわけでしょう、その犠牲者を。そのためには、この間、少し前回の定例会のときと重複するか分かりませんが、そんなふう不幸にして亡くなられた方、おけがされた方、財物を損壊されて被害を被った方、この方全てが犠牲者というのであれば、

それにしなければならないことはたくさんあると思いますよね。前も述べました。家具固定や感震ブレーカー、これ僅かな予算で全町民、全住宅にできるでしょう。

新聞記事にあります。お隣の、これ名前出していいでしょう、御坊市では何か、令和5から6年度に65歳になった独り暮らし世帯1,046戸を戸別訪問され、家具固定かそういうのを案内されたのかな。そうすると、またそこで感震ブレーカーの話も出て、これも新設も大幅に増加したそうです。1,046戸って、美浜町でいうともう4分の1ぐらいじゃないですか。

また、個別避難計画、ここにありますが、実効性の高い個別避難計画。これも今年度からは、同じく御坊市さんです、今年度からは民間事業者の福祉専門員に新規作成、更新作業を依頼することとされております。予算はこれには何かあまり書いていないようですが、地についた事業を着々とされていますよね、御坊市さん。

それと、耐震改修工事補助では、現状は国が500千、県・町が333千円ですか、合計1,166千円がアッパーだと聞いてますが、国交省は来年度から期限付で500千増額されるらしいですね。そうすると、例えばこれに町があと500千同じく乗せたら2,166千円、思い切って1,000千増額されたら2,600千ぐらい。これだけあればほとんどの耐震改修工事が可能じゃないんですか。この間も述べましたが、この第1若もの広場改修費用に4億数千万、半分の二、三億でも割り算したら数百件に耐震補強工事が可能じゃないんですか。対象家屋もそんなにないかもかもしれませんが。それから、前にも述べた上下水道の耐震化、いろいろできると思います。

僕が今述べたこういうことができるのではないかということに対して、総括したご答弁をいただきたいし、それと、これは別項目で町長にです。

この第1若もの広場の改修事業、煙樹ヶ浜活性化構想にも移るんでしょうか。住民に関しての影響をどのように予測・評価・対策を考えておられますか。また、この人工芝化が美浜町住民全体の生活にどのような効果をもたらしますか。倒壊件数、犠牲者数、今の話ですよね、数千人から1万人ぐらいになるんじゃないんですか、犠牲者は、先ほどの定義からすれば、をゼロにする町づくりとはとても思えません、先ほど来からのお話ではね。

そこであなたの町づくりと何を示されているのか。要はこの再々質問では、特に、もう時間がないかな、全部言ったので、全部お答えを願いたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 便益についてですが、その前にテニスコートですけれども、議員はどなたに使用されている方に聞いたかは存じませんが、私ももちろん公民館の時代から、テニスコートについてはすごく皆さんから使用されている方からいろいろご指摘あり、町長になったときもすごい冊子の要望書というのが届きまして、一旦1回直したんですけれども、2年ほど前でしたかね、直したんですが、その後もよくないと言っているというふうに聞いております。

それで、そういうこともありますので、もちろんそういう比較ということは考えており

ません。もちろんその費用便益についてはもう、補助金を頂くこと以外にはしないということで、お答えは変わりません。

それと、どのような効果があるのかということですが、もちろんこの煙樹ヶ浜活性化プロジェクトAなんですけれども、やはりいろんな地方創生事業を行います。その中で、やはり集客も必要だということで、何とかキャンプ場は今、人にも来ていただいています。王子公園も遊具を増やしまして、今は暑いんですけれども、なかなか人は来てないんですが、やはり小さいお子さんを連れの方が増えました。この芝生化についてもですね、日高川町しか人工芝生化しているところがないので、サッカーの人たちはそんなんしてくれるんだったら使わしてくれるのかなという、ほかのチームの方もそういうふうに行っているということも聞いていますので、いろんな大会も来てくれるのではないかな。やっぱり人口が減っている中で、交流人口とかそういうものを増やしていきたいということも答弁以前にしておりますので、人に、美浜町に来ていただきたい。そういう思いもあって進めていくわけですし、災害についてのこういうこともああいうことも新聞に載っていたよという、議員おっしゃられていました。私もその新聞見えています。言われることも理解していますし、これからもちろん防災もどんどん進めていきたいと思っていますので、これはまた担当課といろんな協議はしていくつもりです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 端的に1問だけにしてください。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 再々で少し、ごめんなさい、抜けたので、その点だけ、ほかも聞きたかったんですが、またの機会にします。

古山議員とのその前定例会のやり取りでね、町長が和田にお住みだったんで、そこが多かった、こちらが少なかった。それは全くのその場しのぎの答弁じゃないんですか。越波の被害は若もの広場にはほぼなかったと。だからする。向こうがあったから。でも、先ほど僕申し上げたようにここ十数年前ですね、古くとも。そこにあれだけ若もの広場に海水、土砂が入ったわけですから、その点については、じゃ答弁を訂正されるということでしょうか。訂正されずとも問題はないというような、古山議員にはそういうことで、越波の危険性があるからしない。今回どういう答弁をされるか知りませんが。若もの広場はできる。でも、その根拠がたがえたわけですね。その訂正はないんですか。それだけで結構ですが、お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

私の認識違いだったかもしれません。ただ、それについてはまた古山議員の一般質問のときにお答えしたいと思います。

以上です。

○9番（谷進介君） じゃ、これで終わります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時40分です。

午前十時二十一分休憩

————・————

午前十時四〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

5番、山崎議員の質問を許します。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、令和6年第3回定例会の一般質問をさせていただきます。

今回、私は、今現在、地域住民の皆様が抱えておられる住環境に絞って質問させていただきます。

まず最初は、「人の生活圏を鳥獣から守る」対策についての質問です。

近年、日本各地でイノシシやイタチ、タヌキ等の野生動物が、農作物の甚大な被害にとどまらず、人の生活圏にも出没し、庭を掘り起こしてミミズ等、食べるものを探す被害が頻繁に起きています。我が町でも、熊の出没情報こそ今はありませんが、イノシシ、鹿、イタチ、アナグマ等の出没は頻発している状態です。もし、夜間の歩行中にイノシシと遭遇したらと思うと、日没後の一人歩きは大変恐ろしく、危険です。

我が町は、山や農地が生活圏と隣接しているため、野生動物による被害も頻繁に耳に入り、住民から、何とかならないかとの相談も多いです。

そこで、農林水産建設課に捕獲籠の設置を依頼しても、捕獲籠が出払っていて長期間の順番待ちとなる場合が多く、その間も日々被害は続いております。

このような現状の中、今回、NPO法人日ノ岬・アメリカ村が、過疎対策等集落ネットワーク圏形成支援事業の一つとして、鳥獣害対策省人型捕獲システムの構築事業を行うことを知り、この事業で住民の生活圏における鳥獣被害が減り、安全・安心な生活が送れるのではないかと大変期待を寄せております。

そこで質問、NPO法人の省人型捕獲システムの具体的事業内容について教えてください。

住民がそのシステムを利用するための手順について。

3番目、利用に際する負担金は発生しますか。

4番目、町の捕獲籠などの保有数は、必要数に対して不足していませんか。

以上4点について、よろしくお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員の1項目のご質問、「人の生活圏を鳥獣から守る」対策についての1点目、NPO法人省人型捕獲システムの具体的事業内容についてお答えいたします。

第2回6月定例会においてもご説明させていただきましたが、事業化の経緯も含めて改めてご説明いたします。

現在、三尾地区において、NPO法人日ノ岬・アメリカ村や地域おこし協力隊がエリアの活性化に熱心に取り組んでいただいておりますが、その活動の中で、イノシシによって庭や家庭菜園が荒らされるという住民被害や空き家等へのイタチやタヌキ等の侵入による劣化の進行が激しいというお声を、多くの地区住民の方からのご相談として寄せられています。

そういった地区住民の方々の不安を解消するために、地域の町づくり団体として少しでもお役に立てればという思いで、鳥獣被害対策に取り組もうということになりました。

しかしながら、少子高齢化が進む地域においては、鳥獣被害対策の担い手がどんどん少なくなっていくことが予測されるため、省人化、安全化という部分を重要視し、ICTを活用して遠隔で鳥獣を捕獲できるシステムを導入し、地域の鳥獣被害の軽減を図るという方針で事業化を行いました。

本事業で導入する具体的な捕獲手法としては、捕獲おり入り口にセンサーを設置し、捕獲おり周辺を監視する遠隔カメラを近辺に取り付けます。センサーに鳥獣が反応した時点でタイムリーに携帯電話に通知が入ります。通知を受けた後、ウェブでカメラ映像を見ながら、集団でおりに入ったタイミングを見計らって遠隔操作で扉を閉め、捕獲を行います。

このシステムによるメリットは、遠隔での監視が可能なことによる、捕獲おり見回りの負担や危険性の軽減、鳥獣の捕獲効率の向上、捕獲作業の簡素化によるプレーヤーの参入障壁の軽減等が上げられます。

2点目、住民がそのシステムを利用するための手順についてと、3点目の、利用に際する負担金は発生するかを一括してお答えいたします。

現段階では、NPO法人のメンバーの中で狩猟免許を取得している1名と狩猟免許を取得している地域おこし協力隊1名によって捕獲おりの設置から捕獲までを行い、地域ヒアリングの中で、特に被害の多いエリアから優先して設置を進めていく予定と聞いております。地区住民の方々が直接おりを設置して捕獲を進めてくれるということであれば、貸出可能かどうか、また、貸出しに際し利用料金が発生するのかどうかを所有者であるNPO法人の方へお問合せいただければと思います。

ただし、捕獲に関しては狩猟免許が必要になりますので、そのあたりも考慮して、個人への貸出しをどのように管理するかは今後の検討課題であると思われます。

4点目、町の捕獲籠などの保有数は、必要に応じて不足していないかにお答えいたします。

現在、猟友会美浜分会の会員12名により箱わな、くくりわな、銃器を用いて、主に農作物被害に対する有害鳥獣捕獲を行っています。

町では、イノシシ捕獲器6基、小動物捕獲器17基、それとは別に猟友会美浜分会が所有するイノシシ捕獲器3基、合計26基の捕獲器を配備しています。

依頼をしても順番待ちとの印象をお持ちであると思いますが、捕獲器やくくりわなを設置しても、なかなか即座に捕獲できる場合が少なく、長い時間を要する場合があります。

しかし、長期間捕獲できない場合は捕獲器を一旦引き揚げ、次の依頼先に移動し、効率よく対応できるよう猟友会メンバーも努力してくれており、大変感謝しています。

また、先ほども申し上げましたが、捕獲器を設置、捕獲するためには資格が必要です。ご存じのとおり、猟友会美浜分会の今後の課題は高齢化と担い手不足であり、捕獲器を多く所有しても効率よく設置することが難しいのではと考えていますので、今後も狩猟免許取得支援を行い、少しでも担い手不足の解消につなげていきたいと思っています。

また、今回の省人型捕獲システムの事業を実施していく中で、狩猟免許取得に意欲的なNPO法人メンバーが増えてくれればと願っていますし、今回の事業においても20基の捕獲器を購入し配備しますので、今後、捕獲器の不足はないと考えています。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 繰り返しになりますが、毎日欠かさず同じ場所を繰り返し掘り起こしに来るイノシシやアナグマが数え切れないぐらい町内どこにでも生息しております。

イノシシの雌は多産で、春に一度のお産で2頭から8頭産むそうです。また、春にお産しなかった雌は、秋にまた産む場合もあるそうです。その上、生まれて1歳半で性成熟し、雌は2歳程度で初産する。しかも、妊娠期間は120日だそうです。このことから、生まれてくるイノシシの数が捕獲される数を大きく上回っていることが分かります。まさにたちごっこですね。

前置きが長くなりましたけれども、ご答弁から事業内容についてよく分かりました。捕獲器の新たな購入計画も伺い大変安心しております。

ただ、利用するための手順につきましては、私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが。その設備を無免許の住民が借りて使うことは、鳥獣保護法の観点も含め、想定はしておりません。ただ、免許を取るための支援であったりとかということもしていただけるということを伺い、どのような形でそれを広報されるのかということも含めて、また、町のほうでも努力していただければと思います。

捕獲の依頼についてですけれども、いつからどのようにするのか、NPOの活動なんですけれども、そういったこと、窓口はどこか、捕獲を依頼して実施された場合には、依頼した住民に費用が発生するのか、そういったことというのは住民の皆様、非常に興味があると思いますし、この事業はNPOなので、NPOのほうから発信していただくのが妥当だとは思いますが、できれば町の広報等でも、そういったことを詳しくお知らせしていただけるようであれば、住民の方もすぐ利用できるかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思っています。

住民の皆様は、この事業、大変期待に値すると、非常に期待値が高くなっていると思いますので、今後のまた活用に、一挙にたくさんの捕獲ができるということの内容も伺いましたので、ぜひ、少しでも鳥獣害が減ることを期待して、この質問を終わりにしたいと思います。

それでは、2番目の質問です。

空き地（休耕田を含む）空き地の管理についてお尋ねいたします。

人口減少に伴う過疎化に伴って、全国的に空き家、空き地の急激な増加が問題となっております。当町においても、大人の背の高さをはるかに超えるような雑草や雑木が、鬱蒼と生え放題の空き地をたくさん見かけます。その中には、そこに大小様々なごみを放棄されている場所もあります。近隣住民にとっては大変迷惑なことであり、火災の危険性や、イタチやアナグマ等の小動物の格好のすみかともなっております。このような状態を放置するのではなく、何らかの方法で適正に管理できないのかと思います。

特に、我が町では、カナダ等外国に移住されたまま永住されて帰国されないケースも多く、所有者不明で放置されているのではないのでしょうか。その他、所有者が町内に居住していない場合や、町内在住でも管理不足に対する規制は特になく、何の罰則も発生しない、また、継続的に管理していくにはそれ相応の費用もかかる、経済的負担が大きいから等々の理由によるのではないかと考えます。

また、今年4月から相続登記の3年以内の義務化がなされ、期間内に未登記の場合、罰金が課せられることになりました。このことから、今後ますます所有者不明土地の増加や、相続放棄による相続土地国庫帰属制度による土地の手放し件数の増加があるのではないかと危惧いたしております。

このような現状を踏まえ、以下の2点についての質問です。

まず、休耕田を含む空き地管理に対する条例の必要性があるのではないのでしょうか。

次に、所有者不明土地の管理について、町として、今後どのように対応していくお考えでしょうか。

以上2点、質問です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員の2項目のご質問、空き地（休耕田含む）の管理についての1点目、空き地（休耕田を含む）管理に対する条例の必要があるのではないかにお答えいたします。

人口減少や高齢化など様々な要因によりまして、空き地や休耕田が増加し、雑草や雑木が繁茂している管理不全の土地が増加しています。役場へ寄せられる住民相談においても、管理不全の土地に関する相談が年々増えており、土地の所有者に対しまして、草刈りなど環境改善を要請する通知書を送付し、対処していただいているところでございます。

対処を要請しても郵便物が届かないこともあり、これらの土地への対応としましては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定に基づき、固定資産課税台帳や戸籍簿、戸籍の付票等により探索し、確知した所有者や管理者に対しまして書面により、適正な管理の要請を通知しております。

なお、探索の結果、所有者を確知できなかった場合は、法の規定により代執行も可能となっております。

よって、国において必要な法整備がされておりますので、条例の必要はないと考えてご

ざいます。

2点目、所有者不明土地の管理について、町として、今後どのように対応していく考えかにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、人口減少、高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や土地の所有意識の希薄化が進行し、今後も所有者不明土地のさらなる増加が見込まれます。そういった土地利用の円滑化の促進と管理の適正化が喫緊の課題であり、適正に管理されていないことによる周辺地域への深刻な悪影響を及ぼすことも懸念されます。こういった課題の解決や問題の発生予防を目的に関係する法律の一部改正を行ったと考えています。

また、新たに今年4月施行の相続登記の義務化や令和8年2月施行の所有不動産記録証明制度、住所等の変更登記の申請の義務化、ほかの公的機関との情報連携、職権による住所等の変更登記なども所有者不明土地の増加について一定の歯止めをかけようとしていると解釈しています。

町といたしましても、窓口に法改正による義務化に関するチラシの設置や固定資産税納税通知書発送時にチラシの同封などで制度の周知を図っています。

今後も新たな制度や法改正等の情報に注視しながら、引き続き周知を実施するとともに、関係機関の連携、協力を得ながら所有者不明土地の適切な管理のために、所有者不明土地ガイドブックや所有者不明土地の利用円滑化等に関する特別措置法Q&Aに沿って対応していきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） では、再質問いたします。

現状においては、管理不足の空き地に対する苦情や相談も年々増えている中で、所有者に対して環境改善の要請文書を送付されているとのことですが、現状を見ると、放置されている空き地はどんどん増えています。

環境改善要請の文書を送付することで、どの程度の効果が見られているのでしょうか。送付はされますが、それに対する対処をいただけているのでしょうか。

また、町長のご答弁にありますように、住民の急激といいますか、急速な高齢化や相続された土地への所有意識の希薄化、さらには外国への移住に伴うなど、所有者不明土地の空き地も増える一方だと思えます。現状の国や県の条例だけでは、さらに所有者不明の土地や管理不全の空き地が増加してくるのは、火を見るより明らかだと思います。

住民の皆様の日常生活に密着した住環境を守っていくためには、国の法律だけで十分なのでしょうか。地域住民に最も身近なのは、自治体、町ではありませんか。

確かに、国の土地基本法が令和2年に改正されて、土地の適正な利用及び適正な管理が必要であり、あわせて、新たに土地所有者等の適正な土地の利用と管理に関する責務も明記されたとありました。当然、それに準じて町が対応されているとは思いますが、現状から鑑みて、空き地の草等々の所有者が明確な場合に対する対応が、すなわち、空き地に対する管理責任を果たせるように、町の特性に合った条例を制定する必要があると考

えております。

さきの質問、イノシシ等の害獣の増加にも、この空き地の雑草繁茂の状態が大きく関与していると思います。

他方、所有者不明土地についての取扱いについては、地域福利増進事業制度などを活用して地域活性化につなげるなど、土地基本法に基づいた我が町独自の空き地条例を制定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 条例制定について再度質問いただきましたけれども、今は、従来どおりの対応でいきたいと考えてございます。

手紙を出せば対応していただける方も今は何とかおられますし、私のときも住民相談で、いろいろと遠くで草を刈りたいけれども、どうしたらいいんだろうというような意見をいただいて、じゃ、シルバーもありますよということで、シルバーを紹介したりもしていましたので、この国の制度にのっとりまして、しっかりした所有者の住所等を確認しましてやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 今おっしゃってくださったように、いろいろお手紙を出して反応して下さって、対応して下さる方、たくさんいらっしゃるということなんですけれども、現状の中では増えるほうが多く、草ぼうぼう。特に三尾なんかは特にひどい状態です。

私自身、本当に私ごとではありますが、私は名張のほうの土地を持っているんですけれども、名張市のほうからは、条例がきちっとございまして、草を刈ってください、そのときに草を刈る業者としてはこういう業者があります、どうぞご自分で頼んでくださいというようなことを対策をされています。ですので、私も毎年2回草を刈って、その運び代もきちっと払う、非常に私ごとなんですけれども、そういうふうなきちとした管理をされているところはございます。

土地の管理に対しましては、先ほど言いましたように、今後の地域活性化に使うこともさることながら、放棄されたのであれば、強制執行のような形で草刈りもできるのではないかなというふうに思います。

イノシシ等に関しましても、本当に増えている現状は、山に食べ物がないとかいろんな要因はあるかと思うんですけれども、雑草が多いこと、もしくは太陽光パネルがあること、その下に、イノシシであつたり小動物が潜んでいる現状をよく見かけます。そういったことも含めまして、町には、例えば、せんだってされましたけれども、空き家の強制執行で倒壊して、その費用はもちろんその持ち主さんのほうに行くというふうには伺っていますが、必ず請求したから、もしくは問い合わせたから、お返事が来ないこと、先ほどの前文でも言いましたように、いろんな費用がかかるからということで放置されている方もいらっしゃるのではないかと思いますので、きちっとした形で町にそういった草刈りだけでも条例的なもの、できないものなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎さんにお答えいたします。

最初の答弁で申し上げたとおり、所有者を確知できなかった場合は、法の規定により代執行も可能となってございますので、そのときは、そういう規定によって進めていきたいと思っていますので、今のところ、条例制定については考えてございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） すみません、もう最後です。

そのお手紙を書くとき、不在の方に管理してくださいという要請のお手紙を出しておられると思うんですけども、そのときに、先ほど申し上げたような、こういう業者がありますので、草が非常に繁茂しているから困っていますよとかいうことで、こういう業者もございましてというふうな提示はされているのでしょうか。そのところ、内容につきましてちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

業者名とかを記載した形ということですが、業者名については全く記載はしてないんですけども、こちら役場、私、住民課の電話を載せてますんで、そちらへ直接電話いただいたときには、シルバーさん等をご紹介させてもらう形で対応しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 今、その役場のほうに電話をかけてこられる方というのは、当然、積極的に土地を管理しましょうという意思のおありになる方だと思うんですね。それではなくて、やっぱり先ほど言ったみたいに、例えば、町が違う業者を紹介することが、やはり公的な立場で難しいのかも分かりませんが、シルバー人材センターなんていうのは、やはり半官半民みたいなものじゃないですか。そういったこともこだわりますか。お答えください。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） やはり、そのシルバーさんも一応業をなさっておりますので、ほかにも草刈りできる民間の企業もございます。

ですので、やはりなかなかシルバーだけをちょっと載せるというのはちょっと難しいのかなと思ひまして、電話いただいたときには、こういうところもございましてとか、あと、商工会さんのほうでも、そういうお困りのときにはどうしようというようなチラシを作っているんですね。そういうチラシをご案内して、入れてはないですけども、そのときには例えば草だけではなくて、例えば雨漏りで困っているとか、そういうことであれば、また、そういうチラシもご案内する形にはしておりますので、最初は、まずは電話をいただく、もしくは、知り合いの業者さんでやってもらうというような形をお願いしていると

ころでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 次の質問にまいります。

3番目、太陽光発電設備設置事業における条例についてお伺いいたします。

2011年東日本大震災による津波で、福島原子力発電所が壊滅的な被害を受けてから、全国至るところの空き地に、発電事業としての太陽光パネルが多数設置されるようになりました。当町におきましても、非常に顕著に設置されております。

過去には、町の中で県立自然公園内に家を建てる場合も、屋根の形がどうの、外装の色はこんな色では駄目とかいった、そういう景観を損ねるからということではいろんな条件を付されていたと思うんですが、今は所構わず太陽光発電設備が設置されております。これは景観を損ねないのかなというふうな疑問もあります。

再生可能エネルギーによる発電システムそのものは、地球温暖化や脱原発という目的のためには有益ではあると思いますが、その設置場所に対する制限がより具体化されていない現在、設計計画段階での景観に対する問題や、周辺住宅・住民の不安及び設置後の台風時の災害や機器の騒音等、住民の方の相談もたくさんあります。

騒音の現場を確認いたしました。住居の真隣に太陽光が設置されており、パワーコンディショナーの音が、近くの道からでも確認できるほどのような状態でした。

なぜ、住居の真そばという言葉が適切かどうか分かりません、本当に真隣に、太陽光発電の設置が認められたのかなと疑問に感じました。太陽光発電設備設置に関する条例は、国も和歌山県でもありますが、美浜町として特に特化したものはございません。全国他市町において設置条例は多々あります。国や県での条例とあまり変わらないと思われる条例もございますが、より住民目線の条例も多くありました。

2、イノシシの質問からも、今後、土地の関係の質問からも、所有者不明土地が増加する可能性があります。今後も太陽光パネルが至るところに設置されるのではないかと私自身危惧しております。

そこで、以下3点についてご質問いたします。

1、自然環境、景観及び騒音等、現状をどのように把握されていますか。

住民と設置業者間に問題事例はございませんか。

美浜町の設置条例の必要性は今でも必要ないとお考えでしょうか。お答えください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員の3項目のご質問、太陽光発電設備設置事業における条例についての1点目、自然環境、景観及び騒音等、現状をどのように把握されているかにお答えいたします。

発電事業者は、環境省が発出している太陽光発電の環境配慮ガイドラインや、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法や施行規則において遵守が求められる事

項を記載した、資源エネルギー庁から発出されている事業計画策定ガイドラインに基づき、調査、設計、施工及び管理されており、各種法令や自然環境、景観及び騒音などの法令に遵守している設備であると把握してございます。

2点目、住民と設置事業者間に問題事例はないかにお答えいたします。

平成24年7月から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆる固定価格買取制度が開始されて以降、建物の屋根や陸上へ設置する太陽光発電設備が普及いたしました。普及が進むにつれて各所で問題も発生し、太陽光パネルを設置していたのり面の崩壊やパネルの反射光による影響などが報じられました。

町内に設置されている太陽光発電所に関する住民と設置業者による問題は、過去には太陽光発電された直流電力を交流電力に変換するパワーコンディショナーから発する機械音に関するトラブルがありました。最近では、管理不全により発電所内の雑草が繁茂し、周辺の生活環境悪化によるトラブルが主でございます。

建設前の問題としましては、和田東中地区において、設置業者とその事業地の周辺にお住まいの方々との間で話合いが続いていると担当課長より報告を受けております。

3点目、美浜町の設置条例の必要はないと考えるかにお答えいたします。

太陽光発電設備の事業を行うには、土地や環境などに関する法令の許認可や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法や施行規則において遵守が求められる事項を記載した、資源エネルギー庁から発出されている説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに基づく説明会等の実施が本年4月から必須とされています。

また、発電設備の設置、売電を行うために必要な事業計画の認定を受けるには、説明会等を実施したことを証する書類の添付が必要で、認定を受けるハードルが高くなりました。

したがって、発電設備の設置、売電を行うためには、説明会等の実施や事業計画の認定申請前に関係法令の許認可を得ることなどの法改正がされており、今後も問題や課題に対しましては、国が主体となって必要な法整備を行わなければならないと考えておりますので、過去の定例会でも申し上げましたとおり、条例の必要はないと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） まず、最初の質問に対するご答弁は、我が美浜町役場は住民目線で仕事をしていただけているのかなと大変残念に思いました。

なぜなら、発電事業者は環境庁が発出しているガイドライン等の他の施行規則を遵守している設備であると把握されているということですよ。我が町には太陽光発電設備設置条例はございません。それゆえ、私は今回の一般質問として出させていただいたのですが、和歌山環境管理課から事業者向けにとお知らせとしたもので、太陽光発電設備の設置を予定している事業者の皆様へというのがございました。

この中に、「あらかじめ、県、市町村と協議を実施するとともに、事業計画案について地元自治会に説明をする必要があります」とあります。これは、私がたまたま見たのは、出力50kw以上の発電設備設置の場合ですけれども、ガイドラインにも同様のことが書か

れていました。県の条例に従って町と業者は、例えば50kw以上の分に関して、我が町は業者と協議、まずはしておられるのでしょうか。

住民と設置業者間の問題についても、町として、今ご答弁の中にありましたけれども、1件、2件は把握されているように感じましたけれども、それに対して町は何か関わられたのでしょうか、そういう苦情に対して。トラブルは、事業者と近隣住民だけのことでしょ

うか。
町として、住民の安心・安全な生活を提供するために、より緻密な条例による規制が必要だとは思いませんか。条例というか、そのガイドラインに沿って通っているはずの、そのいわゆる設置が近隣とトラブルになっているのは、ただ、近隣の住民の方が納得していないだけなんですかね。そこのところについてお答えいただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員にお答えいたします。

私も、逐一担当課長からも報告を受けております。担当課長も、町は中立の立場であります。業者にもこちらから指摘するところは指摘し、国へも言わないといけないところは伝えている、そういうふうにも聞いております。

それと、住民の方から相談があった場合は、それにも対応していると聞いてございますし、このガイドラインレベルであった公道などの技術基準が令和3年4月から省令に格上げされているらしく、火力発電、原子力発電においても同様の省令であることによって、技術基準は法にある支配となって、完成時の検査も厳しくなっているというふうに聞いておりますので、そういうことで、やはり国策における国発信の事業でございますので、条例は必要ないと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 一昨日ですが、東中地区における太陽光発電設備設置の説明会に住民の方からのご要望があり、参加させていただきました。2回目の参加ですけれども。約1時間余りの説明会でしたが、結局、東中13班の方は、絶対、太陽光発電設置はしてほしくないと。また、業者は設置するため許可が出ているんだから設置できるということで、当然のことながら設置することのための説明を一生懸命されていました。まさに平行線でした。

環境から考えると、私自身が見る環境から考えると、三方を住宅に囲まれているあの位置に太陽光発電設備を設置することの許可が下りたことに非常に疑問に感じました。

さきに述べたように、住民の住居のすぐそばに設置されている太陽光発電設置とほぼ同じ条件だと思うんですけれども、その許可が下りている現状を踏まえると、国や県の条例では設置許可条件が不十分だということではないのでしょうか。住民の方が納得できていないということは、そういったことではないかと思

います。
業者と自治体との協議の段階で、町が、まず環境を適正に判断して、これはちょっとじゃないかということを伝えることもできたんじゃないかと思うんです。もう既に許可が下

りていますから、当然のことながら業者はもうそこにするために許可をもらって、土地も購入して、そのための用地としてやっているわけですから、当然のことながら、業者は一生懸命言われると思います。住民の方は納得されていません。

そういったことで、結局は、どちらも被害者ではないかな。最初の段階。

要するに、今、町長がおっしゃった、設置した後の監視もすごく厳しくなったということなんですけれども、設置してしまった後でいろいろ監視していただくのも当然必要かとは思いますが、設置する前に、ここが果たして太陽光パネルを設置する場所に適正なのかどうなのか、町が目線もしくは住民の目線で考えてあげられるような条例は、ぜひ必要だと私は思っております。こういったことで、住民も毎日不安な思いもされています。逆に、設置していいよと言われた業者さんは業者さんで、それはそれで困っていると思います、はっきり申し上げて。お金もかかっています。早くしないと、また期限が切れる。どちらの状態についても私は共感できました。

そういったことを考えたときに、今、国や県が設置している条例が果たして正しいんでしょうか。もっとかみ砕いて、一番環境の今の置かれている状況、例えば国がわざわざ見に来るわけではなくて、チェックリストをチェックして、業者が提出して、これだったらクリアしているなというふうなことでの許可になっているやに聞いています。私も調べたんですけれども。

そう考えたときに、町は一番住民、その設置する場所に一番隣接しているじゃないですか。そのときに相談を受けて、どこに設置するんですか、ここはこういう環境ですね、これはこれに対してはどういうふうなことを考えていますかなどなど、いろんな細かいことを設置の許可を下ろす前にそういったことをやってあげることが、町として、住民の安心・安全を提供するサービスの最たるところではないでしょうか。私はその辺を町の町長さんのご答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員にお答えいたします。

住宅地に囲まれたという許可ということなんですけれども、そのことについては、農業委員会からもお答えしているとお聞きしてございます。町が許認可をするわけではございませんが、その太陽光について。

今後、私どもは、先ほど議員がおっしゃられたようなことで、国へも県の町村会からも要望してございます。もっと指導していただけるように、国の事業ですから。

だから、そういうことでもありますので、現段階では、先ほどからもお答えしたとおり、町の条例をつくるという予定はございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 最後。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） ちなみに、和歌山県の中では、和歌山市、橋本市、新宮市、古座川町、串本町、那智勝浦町、紀美野町、これだけが条例化はされております。

ただ、和歌山県は比較的少ないです。それだけと違って、あまり直接的に環境に影響しないのかもしれませんが、市町村の条例に関しましてはこれだけあります、全国で。ということは、それだけの必要性があるんだと私は考えております。

住民の皆さんが、このことで非常にストレスを感じて、この間の説明会、説明会と言えるものかどうかは分かりませんが、拝見いたしまして、全く平行線で、説明会でも何でもなく、その前段階で、どうしてこういったことが阻止できなかったのかなというふうなことを私は非常に感じましたので、この辺につきましても継続して、必要性の有無に関しましては、もう一度、町でも検討していただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員の質問を許します。6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って質問を行いたいと思います。

まず、第1若もの広場改修工事についてお聞きしたいと思います。

この改修工事の設計業務は、今年度中に行わなければならないと思います。

そこで質問ですが、1点目、6月定例会で教育課から提出された資料、第1若もの広場改修工事、施設別工事費、②の内容は承知していますが、その後変更はありますか。

2点目、第1若もの広場改修工事後の運用計画など、どのようにお考えですか。今までどおりの運用であるか。または、何か画期的な運用方法を考えているのか。その辺を教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 碓井議員のご質問に答弁いたします。

まず、1項目め、第1若もの広場改修工事についてお答えいたします。

1点目、進捗状況はにつきましては、第2回定例会からの変更点ということでございますが、日高振興局林務課との事前協議を進める中で、駐車場の規模が55台程度から30台程度へと小さくなりました。

なお、それを踏まえた概算工事費の算出は、今後となりますので、ご了承願います。

現在も粛々と実施設計業務が進められているところでございます。

2点目の改修工事後の運用はについてでございますが、現在のところ、今までどおりと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） では、再質問させていただきたいと思います。

ただいまのご答弁によりますと、第2回定例会以降の変更点は駐車場のサイズだけということで、第1若もの広場の人工芝化については、最初、総額3億円程度ということで、設計予算が可決されたと承知しています。その後、総工事費約7億90,000千というような数字も出ています。その後、圧縮され4億50,000千、約、またその後、令和

6年、この前の第2回定例会では、総工事費4億30,000千というふうな形に出ていると思います。その際、教育課長からは、この4億30,000千という数字が下限値であると、今後は積み上がるのみであるというようなことを伺ったと記憶しています。

今回変更はあったのかと伺ったのは、総工事費が約7億90,000千から4億50,000千に圧縮された折、必要なものまで削除されているのではないかとの思いから、私の思う必要なものが再び盛り込まれてはいないのかと。盛り込まれていたらいいかなとは思ったんですけども、そういう思いでお聞きしました。

そこで質問なんですが、7億97,000千という1度目に出たときですよ。それから、それを圧縮して4億53,000千というふうな形になっています。このとき圧縮された箇所、削除された場所というのが道路の改築とか倉庫、これはもう建てるのじゃなくリースになるとか、そういうところで圧縮された場所、いろいろあると思うんですけども、この中に照明施設、テニスコートであるとかゲートボールであるとか、もちろん多目的グラウンド、この辺の照明設備はしない、触らないというふうになっています。防球フェンス、こういうのもしないと。植栽とかは、しなくても大丈夫なんかなとは思ったんですけども。

この照明設備をしないとか、今後要るであろうもの、その辺が削除されたままで、2回目、この前6月に出されたやつ、これにも照明設備をすとか、復活するとかというのはないんです。

今後、その辺を触る、今の照明施設で、あれパンザマスト、コンクリート製なんで、40年ぐらいの耐用年数やと思うんです。もう既に、その耐用年数は過ぎているのではないかなというふうなことも思うんですけども、これ多目的グラウンドが4億30,000千で完成した後、2年後に照明をやり直さないかんと。そういうふうになったら、当初のやつでもこい1億8,000千みたいな数字出ていますよね。2年後にこれ足さないかん。これ4億30,000千から1億8,000千足したら5億40,000千。これもうグラウンドだけですよね。それへテニスコートの分、照明設備24,000千、ゲートボール場照明設備9,300千、この辺足さないかんというふうになったら、このフルスペックでの値段というのは変わってくると思うんですよ。

1期工事4億30,000千、2期工事2億、3期工事何億か分かりませんが、私としたら、その不安な点は、フルスペックで幾らなんやと。せんなんことを全部して幾らなんやと。

今後、もういや、もうナイターしませんよ。ナイター設備つけませんよ。ずっとしません。そういうお考えなのか。それとも、いずれしないかんのか。そこだけやなしに、ネットもそうですよね。バックネットもそうですし、フェンスもそうですし、もうそろそろ傷んでくるというような状況なんで、その辺全て入れたら結局どのようなようになるのか。

私もね危機感を感じてるんですよ。これ来年3月に、今回も補正で松林どうのこうのというのは出てますけれども、今回、次の3月のときに、今後松林を切りますとか、前へ行

く予算がもし通る。そうなれば、これをもう一度しっかり考える時間というのは、もうなくなります。それまでにしっかり考えて、しっかり説明を受けて、不安であるとか、不明な点というのはことごとく潰していきたい。ですから、今回このようなご質問をさせていただいています。

今今、このフルスペックにしたら幾らになるか、こんなもん出せと言われてもなかなか難しいかも分かりませんが、できたら出してはもらいたいんですよ。でも、もし難しかったとしても、どこかでしっかりした説明云々をしていただきたい、フルスペックでということ。

もし、今伝えさせてもうたように、もう照明はしないんですよと、ナイターはしないんですよというなら、またこれは若干話は違ってくるんですけども、その辺のお考えを1点聞かせていただきたいというのと、それと、若もの広場改修工事後の運用計画、どういうふうになっていますか。

今のご答弁では、改修後の運用については今までどおりと考えていると。1行半ほどのご答弁なんですけれども、よくというか、ちょこちょこ比較とかで出てくる近隣の人工芝を使った施設、この辺、僕、今資料を持っているのは2か所なんですけれども、2か所とも指定管理というような形で使用料もしっかりと出たあって、やってるんですよ。物のサイズも違いますし、いろいろ違う場所があるんで、一緒にはいかんと思います。でも、これだけのお金をかけて、これだけのことをするのであれば、やっぱり運用もそれなりに考えていっていただかんと。1行半で、いや、今までどおりですと言われても、ちょっと困るんですよ。

この今までどおりというのは、例えばです。うちの条例で、使用料というところで、「管理者は、特に必要と認める場合は使用料を免除し、また減額することもできる」という1文あるんで、これは第1も第2も一緒なんですよ。

今までどおり、第2なんか使用料免除していますよね、丸っぽ。ほんでにもかかわらず、ベースの修理とかは体協でやってますよね。そういうところもちろんあるんですけども、そういう何て言うんです。公平でない、公平でないと言ったら言い方おかしいかな。もうちょっとしっかりした運用計画。こいだけの事業をする。今出ているだけで4億30,000千、で、先ほどお伝えさせてもらったように、照明が云々てなったら6億とかという単位になってくるような事業をするというふうに今動いてるん。その辺をしっかり教えていただかんと、なかなか手を上げることも難しいんかなと。納得せんと手は挙げられせんし、教えていただかんと分かりませんし、納得できませんというところだったら、なかなか難しいんかなと思うんです。

そこで、この2点目も、全然考える余地はないかというようなことについて教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

まず、総事業費7億数千万というところも、本当に最初の頃はですね、そういうイメージを持って配置計画を考えたこともございました。そのときは、照明設備も全て新しくやり換えて、ホームベースの位置も今とは全然違う。

しかしながらですね、その後ですね、やはり町長とも協議をした中で、建設コストの削減を主眼に置くということに至りました。そうすると、削減できるものを極力削減した結果、今回もお示しさせていただいている4億30,000千程度というところに至ったわけです。それが、今、町として、町長部局と共に合意を形成されて進める一つの指標となっているところでございます。

ただ、碓井議員がご指摘のようにですね、照明設備ももう古うございます。今後、それが、この先10年、20年、30年このままでもつのかどうかというのは、非常にクエスションのつくところかも知れません。しかしながら、今回の第1若もの広場の改修事業の整備についてはですね、そういうところはちょっと横に置かせていただいて、あくまでも、現時点での建設コストの削減に主眼を置きというテーマの下、示させていただいている4億30,000千の内容でやっていくというのが、一つの方針として確立されているのではというところで、私は認識しているところでございます。

それから、今後の運用計画というところでございます。

例えば、料金改定にしろですね、新しく人工芝できれいになった施設で、町外のお客様が利用されたときに、今現状の1時間単位の料金、半日単位の料金と同額でいいのかという問題は当然あるかと思えます。

一方ですね、大半が町民の方が利用していただいて、大半ほぼ8割、9割が町内の方、町民団体がという設定で利用していただいているというのが現状でございます。となると、設備が新しくなったんですけれども、町民の方の利用料金を上げるのかというところは、ひとつ、やはり熟考しないと、新しくなった、きれいになったんで一律上げるという考え方はどうかというところも、ひとつ個人的には持っているところでございます。

何分ですね、まだ、この工事、今、設計業務を進めているところでございますので、工事も、例えば順調にいけば、令和7、8、9の3年もしくは7、8、2年かも知れません。もろもろの状態があると、また、それが1年セットバックして、8、9、10、8、9かも知れません。そういった状況の中でございますけれども、ちょっと、今、令和6年度の現時点ではですね、料金についてもこのようなちょっと感覚的なコメントにならざるは得ないのかと思えますけれども、ただ、供用開始が見えてくる、その時期が見えてくるときにはですね、やっぱりしっかりと料金体系についても、もう一度考えて設定し直すというのは十分あり得る話かと思えます。

運用形態、それ以外の料金以外の運用というところもですね、また今後の、考えないわけではないんですけれども、現地点では令和6年度の現時点においては現状のまま、できるだけ、町民の方に今までどおり利用してくださっている町民の方に今までどおりの環境でという思いのほうで、今のところでは強いのかなというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 建設のお金、金額というところで、課長、照明が10年もつか、20年もつか、30年もつかというようなお話だったと思うんですけども、そんな長いことはもたんと思うんですよ。それがあるにもかかわらず、そこを見ずに今の形でというようなお話やったと思います。

今回、先ほどからのお話いろいろ聞いている中でも、割と何か継ぎはぎかなと。

駐車場の件でもそうですよね。50台が30台、それでいいんですか。野球するとき、2チーム集まったら18人、それへテニスする、何する、30台で間に合いますか。仕方ないからこのサイズと。しっかりした計画がしっかりとできてないではないのかな。今回仕方ないというたら仕方ないですよ。でも、いや、駐車場50台分はどこかで整備せいかんよなというようなしっかりした計画があって、松は30台分しかあかんから、どっかに20台分造りましょうかとか。そういうところがなかったら、何かパッチでここを埋める、ここを埋めるというような感じに見えるんで、もうちょっと不安のないような計画というのをしていただきたい。これは要望なんですけれどもね。もうちょっとしっかり説明を、今後も議会だけやなしにしていっていただきたいなど。これも要望ですけども。

それと、運用計画のほうなんですけれども、今、課長、現在使われているのは町内の方が多いと。確かにそれはそうやと思います。でも、この計画というのは、煙樹海岸活性化計画の一環というふうに伺っています。

加工場、この後、質問させていただきますけれども、これも町内の人を目標なんかも分からんですけれども、でも、町外の人を目標としていますよね、煙樹海岸活性化。キャンプ場もしかり。ここも同じ煙樹海岸活性化の中で、これ町内目標なんです。町外からの人にもいろいろ来ていただいて、ほんで、それに合うような設備、施設というんだったら、これは一通り筋は通るのかなと思うんですけども、何かダブルスタンダードなふうに見えるんです。

今後、順次やっていく、その中でとおっしゃられましたけれども、その中でいろいろ考えるんやなしに、まず大きな形を考えて、その中で充実させていかないかんのやないかなと思うんですけども、この辺どうでしょうか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、運用のほうからでございます。

当然、町外の方にもたくさんご利用していただくというところは、全然ありがたいお話です。でも、まず私、たかだか課長ですけども、私個人的に思うのがですね、やはり町民の方に今までと同じ条件で、よりよい環境でやっていただきたいというところに、まずは主眼を置いているというところからでございます。

その次、駐車場のお話でございます。当然、私どもも何の根拠もなしに55台というのを決めたわけではございません。やはりその根拠があって55台のスペースということを

考えたわけです。ただ、保安林行政の中ですねそれが難しかったというのが、今回お示しさせていただいた配置計画の図面でございます。これを解消するとなればですね、当然、民地でというところも、選択肢も出てくるかも分かりません。

しかしながら、この計画、今現時点でのですね町長のお考えではですね、建設コストを主眼に置きという言葉でなっていますので、これ以上コストをかけるのはですね本当に慎重に考えていかなければならないという、そういうスタンスで、今、我々は事業を進めている、事業を設計を進めているということなので、なかなか次のところで20台分用地買収してというところには行けないような感覚を持って、この事業を進めていると。いわゆる建設コストの抑制というところに主眼を置いて進めているというのが実情でございます。以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） いろいろ課のほうとしても、こっちの制約、こっちの制約があつて難しいとは思いますが。

今おっしゃられたように、まず、町民の方にいろいろ利用していただいて、これももちろん十分そうやと思います。ただ、もっと間口を広げて、町外の人にもアピールして使っていただくような考えもあつてもしかるべきではないかな。

何の根拠もなしに55台を設定したわけではない、ほんなら25台分どうするよ。これも、課長が今おっしゃられたように、金額云々かんぬん、ここで、なかなか難しいんやと思います。でも、私たちも、これもう、この次質問する加工場にしてもそうなんですけれども、これ3月にほんまに決断せないかんと思うんですよ。ここで行きましょう、前へ行きましょうという判断になったら、ほんまに前へ行くような形になると思います。

それまでに、やっぱりしっかりいろいろなことをば教えていただいて、不安のないような形にしていきたい。

ですので、これは要望なんですけれども、逐一いろいろ変わったりとか、こういうことをこうこうするんやとかあつたら、また教えていただけるような形にしていだけたらありがたいなと思ひまして、この質問はこれで。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は1時15分です。

午前十一時四十九分休憩

———・———

午後一時十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

午前に続き、碓井議員の質問を許します。6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） では、午前中に続き質問させていただきます。

2項めの質問になります。

6月の定例会でも質問させていただきましたが、水産加工販売施設について教えていた

だきたいと思います。

1点目、こちらも今年度中に設計業務を終えなければならないというお話なんですが、現在の進捗状況、この辺を教えてください。

2点目、私が一番心配しているのが、しっかりとした営業をしていけるのかということです。前回もお聞きしましたが、防衛省の周辺整備助成補助金を使った場合、どのような制限があるのか、また、その制限に対する対策はどのように考えているのか。どうか私の心配が消えるような答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の2項目のご質問、水産加工販売施設についての1点目、進捗状況はと、2点目の周辺整備助成補助金を使った場合、営業は大丈夫かに一括してお答えいたします。

まず、1点目について、現在、水産加工販売施設新築工事の設計業務を行っており、令和5年9月に関係者と設計の打合せを始めてから、計12回の打合せを経て、令和6年8月末で建物平面と外構工事の平面計画が決定しました。今後は、その平面計画を基に、9月より現地測量と地質調査に基づき詳細な設計を進めていき、本年12月末をめどに設計業務を完了する予定です。その後、令和7年度において用地の買収や保安林解除の手続きを進めていきたいと思っています。

次に、2点目について、心配が消えるような答弁をとのことですが、碓井議員の質問は、防衛省の補助金を活用し施設を整備することにより、いろいろな制限が設けられ、しっかりとした営業ができるのかとの内容であると私なりに解釈し、お答えしたいと思います。

まず、水産加工販売施設は、令和3年度に実施した防衛施設周辺整備助成事業計画調査業務において、漁業関係者からヒアリング、協議を重ね、水産振興として強く要望のあった水産加工販売施設整備について、周辺整備補助金を活用しての事業が可能かどうかを令和4年度に防衛省近畿中部防衛局と協議をしています。その際に、防衛省近畿中部防衛局からは、過去にそういった事例があることから、施設整備は可能であるとの見解もいただいています。

次に、どのような制限があるのかの部分ですが、防衛省近畿中部防衛局との協議で、担当課からは、施設を整備するに当たり、町が所有する土地で整備してください。事業の妥当性はどうですか。水産振興に寄与するため、水産物、水産加工物を販売してください等のご教示がありました。制限に対する対策はとのことですが、土地については、先ほど申しましたとおり、令和7年度において土地所有者から必要面積を購入する予定でありますし、事業の妥当性を示す費用便益も令和4年度で算出し1.0以上を確保でき、水産物、水産加工物についても、紀州日高漁協を中心にご協力いただき販売しますので、防衛省近畿中部防衛局からの条件は全てクリアできる見通しです。

なお、8月末に決定した平面計画案も今月初めに防衛省近畿中部防衛局へ報告も行っております。今後は運営者としてしっかり運営についての協議を進めてまいりたいと思っています。

す。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） では、再質問させていただきます。

まず、1点目ですが、令和6年8月に平面計画が決定したとのことですが、もしよろしければ、そういう図面みたいなもんがあるのであれば、開示をお願いできたらありがたいかなと思います。

それと2点目、ただいまの説明によれば、町単で土地を購入すれば条件はクリアできるとのことだが、最初の説明の折に、もう大分前なんですけれども、紀州日高漁協の美浜支所が図面上でぐるっとされており、ここからの納品を主にというふうな説明やったと思います。ですが、今のお話によると、そういうわけではなく、仕入れ先は制限されない、紀州日高漁協を主にではあるが制限はされないというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

それと、もう一つ、この建物に関しては、多分、防衛省のお金を使うというような形ですよね。土地は町単で。その敷地内、建物以外の場所、ここ防衛省のお金は関係ない場所では、その農作物とか、その辺の販売というのは考えられるのでしょうか。この辺のほうについてちょっとよろしくお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員にお答えいたします。

平面図については、またお示しできるかと思いますので。はい。

それと納品についても、中心にご協力いただくので、そこがまたどこかで仕入れてくるというのはオーケーやのようにも聞いております。

それと、建物については補助をいただけるんですが、敷地内での農産物、ここで言うていいんかどうかわちょっとあれですけれども、自分ところの敷地内ですので、そこへ何かワゴンを置いてというのは考えられるのかなというふうには、私たち思っているところなんですけれども。

それとですね、やはり、もちろんしっかり運営していかないといけないので、やっぱり私も必要であれば、この3分の2の補助をいただいています、町の持ち出しが3分の1ですが、それよりもプラスして何か支出できることあれば支出しますよという思いも担当課にも伝えたところです。やっぱり、人に来ていただかないとどうしようもないので、やっぱりそういうことでいろんなこう集客をするために、こんなこともしたらいいのかな、あんなこともしたらいいのかなというふうなことで、この煙樹海岸活性化というのも、以前に一番先、こうどうするんなと議員からも質問いただいていたことが、やっとう、こういう形になったということでございます。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

前段の質問のときですね、碓井議員も不安な点があれば、自分自身しっかりと説明を聞いて潰していきたいというふうな考えのことをおっしゃられてました。町長の答弁の補足

になると思いますけれども、平面図案はまた開示はすることはできますけれども、議会事務局長、議長と相談して行っていきたいと考えてます。

それと、販売物につきましてですね、実際、運営のほうについては、防衛省のほうから何かこういうふうにしなさいとかというのは具体的な指示はございません。ですので、今、町長が答えましたとおり、紀州日高漁業協同組合を中心にですね、いろんなそこから仕入れて販売することは十分可能であるというふうに思っています。

あと、建物については、当然防衛省のほうの補助金を頂いてするんですけれども、敷地については美浜町の土地になりますんで、例えば、今、町長がおっしゃられたように、テントを張ったり、ワゴンを置いたりですね、そういうようなことで農産物も売りながら集客していけたらなというふうに思っておりますし、町長のほうからですね、防衛省の規定以外のものでも何か考えられることがあれば町単でも出すというふうな、一応お話もいただいておりますけれども、今は、その防衛省の補助金のほうで収まるようなことで考えております。

ただ、防衛省もいろいろと担当者、あとずっと段階的に上司もおりますので、その中でこれからもいろいろな疑義が生じてくるかも分かりません。そういうときにはですね、我々も持ち帰って執行部と協議を進めてですね、慎重に進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 今、前回質問させていただいたことは、私の受け取り方がはるかに変わるような、ありがたいというか、いいお話やと。言えること、言えんことがあると思うんですけれども、町単で購入した土地、ここのところに、テントなり何なりで農作物、農産物も置けるかも分からない、置きたいと言うたらいいんかな。それに対して、そこにテントにするか、ちっちゃい建屋をするか、その辺は別ですけれども、そういう形。

それと紀州日高漁協、ここを中心として、こっから仕入れると。ここがどっから仕入れて、こっから仕入れるというような形だったらオーケーやというようなふうに解釈しました。そういう形であればね、割と理解できるかなとは思うんです。ただ、ここはもう、これだからどうのという話ではないんですけれども、2つほど懸念がある。

まず1つ目は、先ほどからもちょこちょこ出ていますけれども、あんまり松を切り過ぎやないかと。これ1つ。

それともう一つ、この前、同僚議員が3月に、道の駅の補助金は使えんのかというようなことをお尋ねしたときに、担当課長から、交通量云々かんぬんのことで、道の駅の補助金は使えんのですよというご説明があったように思います。これというのは、道の駅というたらフルスペックでの商売ができるという形なんですけれども、それをしたところで難しいですよということの裏返しやと思います。だから、補助金出せないという形やと思います。ですから、ここもフルスペックの形でできるとしてもなかなか難しいかなとは思いますが、でも、そこはね、その担当者とのお話というところもあると思うんで、しっかり

話を詰めて、しっかり運営していけるような状況にしていきたいと思いますと思いますが、その辺の覚悟のほどをちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、松の切り過ぎじゃないかというところですけども、午前中にもありましたとおり、これについてはですね、植樹をしてですね、そういうふうな切った分を切った分以上に植えていきたいなというふうに考えております。

それと、前回、道の駅についてはですね、交通量云々という話は町長のほうから答弁したと思うんですけども、改めてお話しさせていただきますと、やはり道の駅になると交通量というのがやっぱり言われます。最初ですね、防衛省周辺整備の補助金プラス道の駅でできないかというふうなこう欲張った考えも私ありました。ただですね、やっぱり道の駅の事業に採択してもらえるにはやっぱり交通量もありますけれども、あと24時間営業であったり、交通情報の提示であったりというのが、やっぱりいろいろとその条件というのがありますので、そこはそこで少しですねちょっと諦めた、諦めたというのかちょっと難しいなという判断に至ったというのが理由でございます。

今回、そういうふうに防衛省の周辺整備の助成金を頂きながらですねこういう施設を整備する、また、人口も減少している中でですけども、美浜町も面積が狭い中で増えればいいんですけども、なかなかそういう候補地というのも限られている。その中で、やっぱり外から来てもらう、そういうふうな施設を造ってやっていきたいという思いの中、こういう計画を立てていただいたというようなところでございます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） もうしっかりやっていくという思いですけども、先ほども言わせていただいたとおり、やっぱり人に来ていただいて、そこで営業をしっかりとできるようにならなあかんから、町の持ち出しもするときはするよということで私も決意を、担当課と協議したときにそういう話もさせていただきました。やっぱり赤字でなかなか難しいよというわけにいきませんので、やる限りは。頑張ってもらえるように、できるだけ、しっかり町もこう考えをしっかりとやっていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○6番（碓井啓介君） 私の質問これで終わらせていただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員の質問を許します。3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

先ほど、谷進介議員がおっしゃってくれたので重複になりお恥ずかしいのですが。

さて、前回6月の一般質問で、子どもたちに小川と大人用の足湯を造ってくださいという質問をさせていただきました。その際、町長より越波の危険性があるからと却下されました。しかしながら、町長は、防災ばかりでは町が活性化しないと過去に発言されていま

したし、同じ越波の可能性もある若もの広場の改修には前向きであることから、キャンプ場への新しい設備も希望があると思い、再度提案させていただくことにしました。

この夏休み、炎天下の中で子どもたちが遊ぶ場所がありません。普通の公園では熱中症など問題になってくると思いますが、ここ美浜町にはこの大きな松林があります。せっかく日陰があるのに遊ぶ場所がない。子どもというのは、ただホースの水があるだけでも喜んで遊びます。そこで、スプリンクラーのような、地面から水が出るような簡単な噴水の設置を提案させていただきます。水道代が気になるようであれば、ボタンを押したら一定時間水が出る仕組みにしてもいいと思います。ただの水が出るだけの設備ですので、越波してきても特に問題はありません。大きな海を前にして泳げないというのはマイナスだと思いますし、せめて水遊びができる場所が必要なのではないでしょうか。

それに加え、もうすぐ寒くなってきます。キャンプ場の利用率も夏に比べ冬は下がると思います。そんな中、温泉とまではいなくても、キャンプ場に温かい足湯があれば、冬のキャンプ場利用率も上がるのではないのでしょうか。美浜町で、唯一集客の幅があるのはこの松林と煙樹ヶ浜だと思います。しかしながら、浜と松林だけをただ見てもらうというだけでは観光地として弱いと思います。もう少し充実させ、かつ何らかの目玉が必要だと思います。

そこで、もう一度質問させていただきます。煙樹ヶ浜キャンプ場に子どもが遊べる噴水と、冬に向けて足場の設置をしてはどうですか。また、もしこの2つの案を再び却下されるのであれば、代わりにキャンプ場に何をつくって集客をしようと計画されていますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員の1項目のご質問、煙樹海岸キャンプ場の充実をの1点目、キャンプ場に子ども用の噴水と大人用の足湯をにお答えいたします。

第2回6月定例会でもご質問いただきました煙樹海岸キャンプ場に足湯の設置や、今回キャンプ場に子ども用の噴水をということですが、令和5年の通年開設を機に、煙樹海岸キャンプ場へ来場された皆様を対象に、お客様の声を生かし、よりよいキャンプ場を造るため、お褒め、お叱り、励まし、注意等どんなささいなことでも構いませんので、受付時にアンケート調査のご協力をお願いしています。

そのアンケート結果で、当キャンプ場を選ぶ基準はとの問いに、「とにかく自然が豊か」「料金設定」「設備の清潔さ」「サイトの広さ」や「釣り」などのご意見をいただいております。また、当キャンプ場の利用率は夏に比べ冬は下回るとのことについては、令和5年度収入実績で、7月、8月の夏シーズン収入は落ち込みますが、9月、10月、11月の秋シーズンはゴールデンウィークまでの収入といかなくても夏シーズンより上昇し、12月、1月、2月の冬シーズンは夏シーズンと同等程度の収入となっています。

そこで、キャンプ場に子ども用の噴水と大人用の足湯とのことですが、今後、導入可能かどうか模索したいと考えています。

2点目のご質問、キャンプ場発展のために上記以外の案はあるのかにお答えいたします。

次に、キャンプ場発展のためには、基本的にキャンプ場はキャンプを楽しみに来ている方に楽しんでいただきたいという思いはありますが、今後については、煙樹海岸活性化基本構想にあります県道から浜側へ車両が入れる道路を整備できればと考えています。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 再質問させていただきます。ご答弁どうもありがとうございます。私の質問の答えとは少し違いましたが、模索していただけるということは前向きに検討していただけるということで期待しています。もし、仮に模索していただいた後に却下されるようなことがあれば、その理由の説明を明確にお願いします。前回は、越波を理由に棄却されました。今回は、その理由を持ち出されなかったのは、ご自身が進める第1若もの広場にも越波の可能性があるからなのではないかと私は感じました。今回は、模索していただけるということで、第1若もの広場と同じスピード感で進めていただきたいと思います。

そこで町長に質問です。無邪気に遊ぶ子どもたちの喜ぶ顔を見るため、第1若もの広場改修の約50円弱の予算ですか、のうちの幾らかをキャンプ場に回すことはできませんか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員にお答えいたします。

その第1若もの広場については、今、離岸堤も進めていただいておりますので、今後、越波の心配もなくなってくるのではないかと私は思っておりますけれども、前回の答弁をしまして、古山議員のその子どもたちが水が好きだということも物すごく私も理解できていますし、試行であります、本体とホースを簡単に接続して、ホースから水が出ると回転しながら水を噴射して打ち上がって子どもが水遊びできるスプリングラートイというのを、担当課長から導入していると聞きました。そのことを聞いて、私もそのおもちゃを探して、孫のために購入して庭で試してみました。孫もすごく喜んでですね遊んでくれています、やっぱり子どもは水遊びが好きなんだというふうに感じました。

議員が言われるキャンプ場ということなんで、ちょっとそのキャンプ場のところで、それが本当に水道管を埋めてできるのかどうかというのもまだ全く分かりませんし、そこら辺、模索しないと分からないのですけれども、この間、先日の商工会の青年部が開催しました夏祭りについても、ミストとかそういうことを出るようにうまく考えてくれて、扇風機の中からもミストが出て、子どもたちすごく喜んでたんですね。だから、そんなこともできないのかなという思いもありますし、それから、先ほどの水産加工の販売の設計図を協議したときにもですね、その前に人工芝を張る部分がありましたんで、そんな部分に、やっぱり子どもを連れたお客さんに来てもらうためには、時々こうそこから水が出るようなもんってできんのかなという思いも伝えたこともあります。伝えました。それができるかどうか分からないんですけれども。

そういう思いは伝えているんですけれども、ほんで足湯ですか。足湯のことも、セラミックで足湯ができるようなものがあると聞きました。それは、外じゃないんですけれども、

電気をしてセラミックの玉の中に入るようなイメージで、そうすると、湯沸かししたり、湯の交換をしたり、そこで何かばい菌があるとか、そういうこともなくなるのかなとか、そういう模索を担当課長ともそういう話もしております。

それから、あとですねNPOが今度テントサウナを購入すると聞いて、じゃあ冬のある一定の期間、こちらへ貸していただいて、設けてもらえないのかなとか、そういう話もさせてもらっているところなんです。

だから、そこは今後ちょっと模索させてください。そういう金額については、今回も、トイレは障害者トイレにお金がかかりますけれども、何とか収入も増えてきていますので、そういう部分では、お金は、投資はできると思います。だから、とにかく、そこら辺どうするかというのを、今後ちょっと模索させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） では、前向きのほうで考えていただけるということで、今、金額のお話も言われましたけれども、こちらの資料があるんですけども、駐車場代で50,000千、第1若もの広場なんですけれども、ここでちょっとこの質問が間違っていたらすみません。一応、今、水産加工のお話も出ましたし、その第1若もの広場のお話も僕がしてしまっていたので、関連していると言うたら関連かどうかちょっと分からないんですけども、もうちょっと、アイデア、ユーモア、未来性、これからを背負う子どもたちの配慮が少しちょっと、はてな、はてななんですけど、第1若もの広場での駐車場で50,000千、ゲートボール場で40,000千弱、中高年生の遊び場は考えてないとおっしゃっていました。これだけのお金があつてですが、では、美浜町のゲートボール人口は何人いてるかご存じでしょうか。40,000千弱のお金を使って、やって。間違ってますか。

○議長（谷重幸君） 最後の質問は、また変えてください。

○3番（古山経生君） 通告外ですね。

○議長（谷重幸君） いや、言ってください。

○3番（古山経生君） 中高生にはゼロというのはいかがでしょうかで、すみません。間違っていたらすみませんでした。

以上で質問は終わります。すみません、ありがとうございます。ちょっと飛んでしましまして。すみませんでした。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 金額については、ちょっとまだ何も、先ほど再答弁した部分については金額的に分からないんですけども、ここへも決して金額を入れないということではないので、もちろん必要であれば入れていきますので。ただ、本当にできるかどうかというのは今のところまだはっきり言えない、できなかったら、ちゃんとまたご説明させていただきたいと思います。そこら辺で答弁を終わります。

○3番（古山経生君） 以上で質問を終わります。

○議長（谷重幸君）　しばらく休憩します。

再開は2時です。

午後一時四十七分休憩

———・———

午後二時〇〇分再開

○議長（谷重幸君）　再開します。

2番、北村議員の質問を許します。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君）　議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

第1若もの広場改修工事について。

今回は美浜町に総合スポーツ施設的なものを莫大な費用をかけて改めて造るべきなのか、また、あえて人工芝での野球場やスポーツ施設は果たして必要なのか、必要ではないのかということが争点になっています。また、あわせて、今の美浜町の現状から、南海トラフ巨大地震や災害対策の観点から、その場所にわざわざ改修工事をして造るべきなのか、そうではないのかということ町長に何点かお聞きしてみたいと思います。そして、質問や議論をしたいと思います。

その前に、こんなデータがあるということをお話しさせていただきます。

文部科学省のデータであります、体育・スポーツ施設現況調査というものがあり、野球場数の都道府県別ランキングというものが出されています。まず、今回は野球場だけではないのですが、その傾向を、ここでは公営と民営の野球場・ソフトボール場の合計を比較しているデータがありますので、今回は野球場とソフトボール場というくくりで、少しお話しさせていただきます。そして、その後、美浜町ではどうなのかということをお話しさせていただきます。

全国の野球場数は7,013か所で人口10万人当たり5.52か所、野球場数が最も多いのは栃木県で人口10万人当たり14.48か所、偏差値76.3、2位は秋田県で12.71か所、3位以下は大分県11.57か所、北海道11.52か所、福井県10.55か所の順。一方、最も野球場が少ないのは、大阪府で人口10万人当たり1.44か所、偏差値33.5、これに神奈川県2.07か所、兵庫県2.38か所、山口県2.56か所、広島県2.57か所と続いています。全国的な分布地図を見ますと、地方に野球場が多い現状でございます。相関ランキングでも自家用車通勤との相関性があり、車社会の地方でスポーツ施設や野球場が多いということが分かっています。可住地面積が広いところほど野球場や屋外のスポーツ施設が多いということです。そして、スポーツ施設は広い面積を必要とするため、都会では造りにくいと思われます。例えば、再び野球場でいうと、高校男子硬式・軟式野球部員数や中学校男子軟式野球部員数、小学生児童の野球クラブ、25歳以上のクラブチーム等と野球人口とは相関がない。そして、野球場の多さと現在の野球熱とは関係がないようだという結果が文部科学省から出ています。

では、美浜町に改めてそういう施設が必要なのかということですが、現在、美浜町にはたくさんの課題が山積しています。多かれ少なかれこの市町でも大小の様々な課題や問題点があります。そこで、町の今の現状から質問を通して意見をしてみたいと思います。

そこで質問です。

1番、もう一度、現時点での改修工事の詳細を。2番、改修工事をするきっかけと意味を。3番、津波避難施設や器具などまだ災害対策が必要なのに、なぜ、第1若もの広場が先なのか。4番、B／Cが必要ではないか。この4点よろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 北村議員の1項目めのご質問、第1若もの広場改修工事についての1点目、もう一度、現時点での改修工事の詳細を、2点目、改修工事するきっかけと意味を、4点目、B／Cが必要でないかにつきまして、一括してお答えいたします。

まず、もう一度、現時点での改修工事の詳細をでございますが、お配りしています資料のとおり、グラウンドの人工芝生化、それからテニスコート2面の新設とゲートボールコートの改修、これらも人工芝生化です。約30台程度の駐車場の新設と漁協が所有する倉庫内の改修など、概算工事については4億32,900千円で、今年度第2回定例会にお示しました内容との変更点は、駐車場が小さくなったことのみでございます。

続きまして、改修工事するきっかけと意味をのご質問にお答えいたします。

きっかけにつきましては、令和5年第2回定例会における施政方針で、煙樹海岸活性化の基本構想にあります第1若もの広場の再整備も視野に入れていきたいと考えてございますとされ、その後の同年第3回定例会で、実施設計に関する補正予算を上程いたしました。

意味につきましては、事業の中核をなすグラウンドの人工芝生化はグラウンドコンディショニングを気にすることなく利用できるようになります。また、新たに少年用サッカーゴールやコーナーフラッグなども整備し、活用の幅も広がります。さらに、テニスコート、ゲートボールコートを移設することにより、吉原公園内での長年の地盤沈下の問題が解消されるとともに、駐車場を設置することにより利便性も高まることになります。

最後に、B／Cが必要でないかのご質問にお答えいたします。谷議員のご質問でもお答えいたしましたように、このことについては、町長より費用対効果分析の外部委託は行わないとの指示を受けてございます。

以上、答弁を終わります。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の3点目の津波避難施設や器具など、まだ災害対策が必要なのに、なぜ、第1若もの広場が先なのかにお答えいたします。

来るべき災害に備えて、令和4年度に機構改革を実施し、新たに防災まちづくりみらい課を設置して、地震・津波などの防災対策についての町づくり、また、ほかの町づくり、商工・観光の部分やふるさと納税など、町の未来に向けてという意味を込めて新たな課を新設し、防災・減災対策を含め、いろいろな町づくりに、現在、鋭意取り組んでいるとこ

ろでございます。

例えば、ここ数年では、町内に津波避難施設を整備したり、災害用備蓄品の購入や避難誘導灯の新設、家具転倒防止器具等設置作業、耐震診断業務、各地区自主防災会運営補助、古家解体支援事業補助、耐震シェルター・ベッド設置補助、感震ブレーカー等設置事業補助、耐震設計・改修工事総合型事業やブロック塀等撤去改善事業補助など、また、消防車や消防施設も更新を進め、道路の拡幅もしっかり進めています。また、古家解体を進めるため固定資産税の減免も行っています。そして、キャンプ場の通年開設やふるさと納税の拡大、70周年記念イベントなど、各種施策を実施してございます。

また、令和6年度においても、ひまわりこども園避難階段新設工事設計委託業務や災害用備蓄品や備品の購入、各種補助事業など継続して行っており、議員ご指摘の第1若もの広場が先行しているわけではなく、いつ起こるか分からない災害のために、今後も防災・減災対策は引き続き実施していきます。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 再質問させていただきます。

この1番のですねもう一度、現時点で改修工事の詳細をというのと、2番の改修工事するきっかけと意味をというところを一緒に質問させていただきます。

今回ですね、私個人的にはですね、一般質問して取り上げさせていただくのは初めてです。ですから、一度改めて、知っているところも知らんところも、また町民さんにも知っていただくためにも、基礎となるお話の質問、これを4点させていただきました。

率直な気持ちから言いますと、一番最初、初めてですね、この若もの広場の改修工事のお話が上がったときですね、えっというびっくりはしたのが率直なお話です。何にびっくりしたかというですね、私のイメージ的にはですね、イメージですよ、ぼんっと若もの広場が上がったような、イメージですよ、そんなことはないんでしょうけれども、ぼんと若もの広場が来た。3億円、4億円のお金がぼんと来た。えってやっぱりなりました。実際ですね、数か月は、こんなあかんやろうと私は思っておりました。3億円、4億円が高いのか安いのかさえ、当時は分かりませんでした。でも、金額を聞くと、3億円、4億円って高いんやろうなっていうイメージでございました。今、冒頭に言ったように、率直にはもう賛成できひんかな、できひんなというイメージでございました。その中で人工芝というのもありました。そうそう人工芝も敷くのかというのもあって、それはもう無理やなって思ったのはほんまの話です。

月日がたってですね、何であかんのやろうということをですね、中身を少しずつこう自分なりにも分析してですね考えてたんですけども、こう言われるわけですよ、町民さんに言われるのは。「今度、おまえ、防災もまだやのに球場先かい」、「ほんで何よ、3億、4億てかい」と言われるわけですよ。何でかなと思ったら、どうしても私の中で3億円、4億円で球場を建てるってどういうことやというイメージが独り歩きしているような感じがしました。ていうことは、やっぱりみんながみんな、やっぱりかかる費用は実際3

億、4億で、国のお金を使ったとしても3億、4億やと。例えば美浜町の持ち出し1億15,000千ぐらいやでっていうお話を言いながら町を歩かないので、3億、4億やでということが独り歩きしていつて、実際使いますよ、使う、ええ悪いは別として、ほんなら、もうみんなびっくりするわけですよ。私ですらびっくりしたので、この時点でやっぱりちょっとおかしいなということいろいろ考えてたんです。

それでね、町長に僕ちょっとお聞きしたいんですけども、ここまで金額が上がったけれどもですね、町長のやる気ですよ。やるって決めてですね、もう絶対やるんやというきかけと、やっぱり町長が町民さんの健康を考えてこう球場を造るんや、球場ってごめんなさい、テニスコートであったりゲートボール場であったりするわけなんですけども、造るんやということのをね、決めたきかけとかいうか、そういうのをね、もうちょっとはつきりね、健康にいいからやってますというようなイメージじゃなくて、何でこんなに、ここまでやりたいんやということのをもうちょっとね、ずばっと言っていたきたいんですよ。

それとですね、この3番の津波避難施設や器具など災害対策が必要なのに、なぜ第1若ものが優先かと、これがね一番ね、さっきもちよこつと言いましたけれども、みんな、住民さんが言われる言葉ですよ。防災やってないんかと。一応言われてるの中でですね、僕は思うところもあります。例えば、よくうちの同僚議員も言うてますけれども、一人の犠牲者も出さないって、ほんまにこれでできますかって、僕も昔聞いたことあると思うんですよ。そういういろんな、様々な、町長、ハードは一旦これで終わりですって言うた、一旦ですよ、これもう一旦終わりですって言うたこととか、全部含めて、この今までの流れがですねもう防災やれへんイメージがすごくしみついているわけなんですよ。そこにこう若もの広場やります、加工販売所やりますということになってきますと、どうしても人間の心理として、もう防災やらんと、そういうことをやっていくんやっていうイメージになってしまうんです。

でも、やっぱり私もちょっといろいろ考えてね調べました。調べてもらいました。ほんで令和4年からですね令和5年、令和6年に簗内町長がやってきた、それは前の引継ぎもあるかも分かりません。そやけど、やってきたやつがですね、まず、令和4年でですね1年間で16件のいろんな事業とか、いろんな施策をやっております。これで2億30,000千ほどやっています、アバウトですけども。令和5年で13件、34,000千円やっています。これいっぱいあるんですよ。16件というのはいち細かいのも含めていっぱい防災やっています。令和6年は17件で41,000千やっておられます。私、前からお願いしている和田小学校とか松原小学校にスロープをということで、もちろんまだやりますとは言っておられませんが、このままいったらやってくれるだろうと思っています。この件に関しても1校何千万というお金がかかると思います。ということで、防災はかなりやっているのは事実です。

私が今まで、人口どうやとか、町の活性どうやと、正直何もやってきていません。ええ悪いも別にしてね、やっているかやっていないかの話では何にもやってきていませ

ん。悪いですけども。細かいことありますよ。その何もやっていないって、ごめんなさいね。やってくれているけれども、ほとんどやってくれてません。その案も見つかってませんというところからですね、こういうのっていうのはですね、私やっていったらええと思うんです、実は。グラウンドもそう、加工場もそう、やっていったらいいと思うんです。だから、この辺をですね1回、この3つ目の質問はですね、防災、町長のこのお話の仕方も悪いと思うんですよね。防災ばかりやっていたらというようなこと言わんでも、もう防災もやっているけれども、こっちも力入れるんやというね言い回しもあると思うんですよね。防災ばかりやっていたら、もう町が成り立ちませんで、おっしゃるとおりなんですけれども、やっぱりもうちょっと言い回しを何かちょっと変えていただいたほうがええかなというふうな感じに思ってます。

町長、その防災ねかなり、その3番目の質問のところなんですけれども、これは、今でもやっぱり、まずは、若もの広場とか加工場とか、一旦、防災置いとくわけじゃないけれども、加工場とかをやっ払いこうという意思を、それも示してほしいんですよ。若もの広場と加工場を含めて。

最後、B/C必要ですかっていうお話なんですけれども、あれって結局補助金もらうためのまあまあ一つの策としてやっていると思うんですよね。私、実は同僚議員が言うてた淡路佐野野球場、ボールパーク、B/Cやってるというんで私見に行きました。ほんなら、球場も2つ、でっかい球場があって、テニスコートら何面もあって、室内練習場、もう野球場ぐらいの広さの室内練習場があるんですよ。ほんで、周りはジョギングするんですよ。兵庫県のこう石碑が立っているんですよ、兵庫県県庁とって。ほいでも、やっているのは公益財団法人なんです。ミズノと協力してやっているんです。でも、どっちにしてもこれって多分利益を取ったらあかんと思うんですよ、公益財団法人やから。ということは、そのB/Cに関しては、あくまでも補助金のためのB/Cなので、今回、過疎債使えるうちに関しては別に要らない。球場をもっと大きくしてというんであれば、またいろんな考え方があると思うんですけれども、今回は要らないということみたいですね。だから、B/Cも要らないと私は思います。

ですから、今の最初の、もうほんまの町長の私からの質問としたら、町長からもっとはっきりしたやりますって、やっていきますっていうのを。やっぱり反対される町民さんもおられるのも事実です、同僚議員にもいてるのは事実です。だから、町長がしっかりとそのやる意思を言っていたきたいんですよ。お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

ここまでやろうと決心したことを述べよということでございますが、もちろん、住民さんの健康増進ももちろんです。やっぱりねえ、足腰強い、自分の命は自分で守ってもらなあかんという、そういうことも含めて、もちろん医療の関係もそうですし。ですが、やはり地方創生のプロジェクトAを進めていくために、にぎわいと創出、議員にも以前から

そういう思い切ったことを町長せえよと、人口増やせへんのかとか、いろいろ言うていただきました。だから、交流人口を増やすとか、そういうにぎわい創出、この加工場を造るに当たっても、やはり人に来てもらわんと、何とかこう営業もしていきたいという思いもありまして、人工芝生化したら、いろんなものに使えるというのもありますし、今までのこう意見言われて使い勝手が悪いと言われていたテニスコートなんか、ゲートボール場なんかそういうのも一緒にできるのじゃないかと。今までのいろんな言われていたことが全部ひっくるめて、これで前へ進めていけるんじゃないかというふうに考えたので、こういうことを、やはり煙樹海岸活性化の中へ入れていきたくったという思いもあります。

それと、本当に今まで町づくり何もやってきてないなと指摘もされたんですけども、本当にこう未来へ残すようなものを何も残していないような気がします。今ある施設を改修して15年、20年もつような施設を何とか美浜町でも残して行って、日高郡には今1件しかないような人工芝生化についても、美浜町として残していけたらまた人も寄ってきてくれるんじゃないかというふうにも考えております。

防災を置いといて、どっちもするのかとか、そういうお話でしたが、いやいや、一緒に進めていきたい、どっちもおろそかにするのではなしに、いろんなことを前へ一緒に進めていけたらというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） しっかりしたお答えをお聞きすることができました。やるからにはですねやっぱり成功、これは何をもって成功かというところは難しいところあるんですけども、町民さんの健康とか、また、先ほどから言うているその運営とかでもですね、私ちょっとできれば提案あるんですけども。例えば、今、現状の多目的でよくイベントをやられていると思うんですけども、今後のことで結構なんですけれども、例えばあそこのテニスコートなり、あの辺に屋根をつけてですね、もう多目的のイベントとかそういうのを浜ノ瀬のほうでやって、若ものでやってそこで収益を得るとか、そういう方法もあると思うんです。ただただグラウンドだけで利益を得るといのはかなり不可能かと。

少しお聞きしますと、年間400千やそこらの利益しかないということで、何百年たっても返せないなというようなイメージでございます。だから、それだけをする、例えば、私ちょっとすごい細かいことを言うと、ゲートボール場なんかでも2面取ったら大会できますよね。1面で大会できるんですかね、あれ。分からないですけども。だから2面取るとかね。もうとにかく中途半端にだけせんといっていたきたい。もし、するんなら。するけれども、しますけれども、もう中途半端にだけしないほしいということです。

ふるさと納税がね、執行部の方々が頑張っていて、財調にもたくさんの貯金が出てきて、そこから1億15,000千であったり、加工販売所のお金であったりするのも出ているかも分かりません。何に入っているか分からんので、一緒になって、そこでできるようになったと思います。無駄にはならんように、私、町長にそんな言いました。1億ぐ

らい使って何かやったらええんちゃうんかっていうことも議場でも言っています。あのときは失敗したらええんちゃうんかと言いましたけれども、やっぱり失敗したら駄目ですね。失敗せんようにぜひやっていただきたいと思います。

最後にですね、この運営に対して、もうちょっと何ていうんですか、もうちょっと利益の追求というのはできないもんなんですかね、スポーツに関しては。やっぱりできないんですか。その辺ちょっと、どちらでもいいんでお聞きしたいです。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

先ほども、教育長のほうからも、課長のほうからも答弁ありましたが、やはり、町民の皆さんには、なかなかそれを負担していただくというよりも、やはり健康増進でしっかり健康になって医療費も少なくなれば、そういう意味では、利益を得るよりもいいんではないかなというふうにも考えております。他町の方がこちらで使っていただくときは、もちろん料金は発生すると思いますけれども、社会スポーツって本当に利益を得るものではないというふうに思っておりますので、やはり皆さんに健康で楽しく、そういう場所を使っていただくという意味では、利益の追求は、しないほうがいいのではないかなというふうに考えています。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） そうですね。でも、できる限りイベントで、今スポーツのお話しされましたけれども、イベントとかやったら、別にやってもいいんじゃないかなというふうには思いました。

次の質問いきます。

水産加工販売施設について。

まずは、水産加工販売施設ではどんなことをするという入りからですが、私は、一般的に水産加工工場の方は専門職みたいなイメージで、世間一般的には知られにくいかなと思います。水産加工販売施設についてですが、加工していき販売もするということなのでしょうが、水産加工工場とはということも思い調べてみました。水産加工工場とは水産物を加工して食品や飼料、肥料、油脂、革製品、医薬品、工芸品などを生産する工場となっております。1、市場で水揚げされた魚を選別するだとか、2、魚の内臓やえら、頭を落として、骨を取るなどの下処理を行う。3、魚の大きさによって自動選別する選別機を使用する。4、ラインで加工を行う。5、梱包、箱詰めを行う。こんなイメージでしょうか。

また、水産加工品には次のようなものがあります。ツナ缶、干物、シーフードミックスなどの冷凍食品、かまぼこなどの練り物。水産加工業は腐りやすい魚を保存性の高い食品にする目的で発展してきましたと書かれていました。

そこでなんです、当町ではそこまではしたくないと思いますので、私を含め、町民さんには分かりにくく、水産加工販売の詳細が見えにくい事業にも映ります。当町に至っては何をどうしていくのか、説明を受けましたが分かりにくいので質問させていただきます。

1、もう一度、現時点での詳細を。2、この施設を造ろうとしたきっかけは。3、水産加工施設の運営は大丈夫か。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員のご質問の2項目、水産加工販売施設についての1点目、もう一度、現時点での詳細を、2点目のこの施設を造ろうとしたきっかけは、3点目の水産加工販売施設の運営は大丈夫かに一括してお答えいたします。答弁が前後する部分がございますが、ご了承お願いいたします。

まず、水産加工販売施設整備に至ったきっかけは、防衛省周辺整備助成金を活用し水産振興事業を行っていく上で、令和3年度に実施した防衛施設周辺整備助成事業計画調査業務において、漁業関係者からヒアリング、協議を重ねた結果、水産振興として水産加工販売施設整備に強い要望があり、また、同時期に煙樹海岸の活性化を図るべく進めていた煙樹海岸活性化基本構想にも盛り込むことにより、煙樹ヶ浜全体的に活性化を図っていききたいとの思いから、事業実施に向け進めているところでございます。

現在、水産加工販売施設新築工事の設計業務を行っており、本年度8月末で建物平面と外構工事の平面計画が決定しました。今後は、その平面計画を基に、9月より現地測量と地質調査に基づき詳細な設計を進めていき、本年12月末をめどに設計業務を完了する予定です。その後、令和7年度において、用地の買収や保安林解除の手続きを進めていきたいと思っています。

また、事業の詳細については、紀州日高漁協を中心に協力いただき、鮮魚の売場スペースや加工調理スペースなどを設け、水産物、水産加工物を販売していきます。

最後に、運営につきましては、現在も関係者と運営協議を継続中です。事業の妥当性を示す費用便益も令和4年度の算出で1.0以上を確保できていますが、今後もしっかり運営についての協議を進めてまいりたいと思っています。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） それでは再質問させていただきます。

これにつきましてもですね、私は、ぜひやっていって成功していただきたいなと思っています。ただ、皆さんと視点が違うところで1回いろいろ考えてみました。

どうしてもですね、これ公共物というのは、建物から入るので、例えばすてぶすとか、松てるわ広場、悪いという話じゃなくて、今は頑張ってはるからあれなんですけれども、やり出した当初というのは、先、建物から造るわけですね。ここの中でやれと言うわけですね。これって、加工場もどないなるんか分かりませんけれども、建物に合わせて加工場を造る、分かります、建物がありきで中をやっていくという。すてぶすとはあいう厨房があったり、間取りがあって、ここでやってくれと言われている。分かります。これって物すごく怖いと思うんですよね。今回も、ここの加工場造るときも、どんな売り方かも全然見えないんで。見えないんでそういう言い方しているんですけれども。先、ど

うしても公共施設って箱から造るので、中が後からついてくるので、すごくその辺、お考えはもともとありましたか。そのどんな加工品とは言いません、どこで加工して、どないしてという間取りはやっぱちゃんとできているもんなんですか。でないと、後づけになったらまた、前回のようになるんじゃないかと。先に建物を造るのはいかがなもんかと。この辺そういうのがあれば教えてください。

それとですね、これも賛成の理由の一つにですね、先日、新聞、地方紙を見えますとですね、観光客、載ってましたでしょう。なら、美浜町4万人で、めっちゃ増えましたよといって4万人でした。日高町、まあまあ減りました、19万人です。由良町28万人でしたっけ、来てました。印南町57万人、みなべ町58万人できていた、もう全然桁違うなど。もちろんね、それ、どうして数えたんか、またそれは別の話になるんですけども。その辺からもですね、この加工、今、同僚議員の碓井議員も言うてはりましたけれども、隣接してというお話もうその辺は私もと言おうと思ったんですけども、賛成で同じ意見です。この観光客の数なんかでも結局美浜町に落としてくれる数につながりますよね、こんなんで。もう物すごい少ないです、美浜町、極端に、4万人ですから。ほいて増えたよいうて言うているんですからね。えらいことです。その辺も含めまして、ぜひ、こちら発展するようにお願いしたいんです。

ですから、そのちょっと加工のとこだけねちょっと引っかけります。その商品の仕入れとかも分かりますよ。何が来るか分からんというのでね、この辺って、まだ実際何も決まっていないけれども、建物が先に立つんですかね。この辺ちょっと教えてください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

建物の中の平面図で、ここが調理室であったりとか、もうそういうことも、設計図のほうに入って、この間、そこまでできたので、私たちも一緒に協議させていただいて、私にお示しいただくまでは、また、そういう関係者とも協議をして、私のほうにこういう形でという話はいただいております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） これで終わりますということなんですけれども、若もの広場も、ぜひ、きっちり成功させていただきたい。加工場も成功させていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時三十八分散会

再開は、18日水曜日午前9時です。

お疲れさまでした。